

鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会（第 11 回）記録

会 議 年 月 日	平成 24 年 3 月 13 日（火曜日）		
開 会	午後 1 時 0 分	閉 会	午後 4 時 10 分
場 所	市役所本庁舎 6 階 第 1 会議室		
出 席 者	座 長 中西照典 副 座 長 下村佳弘 構 成 員 上杉栄一 上田孝春 高見則夫 角谷敏男 田村繁巳 オブザーバー 長坂則翁 太田 縁		
欠 席 者	なし		
事 務 局 職 員	事 務 局 長 中村 英夫 事 務 局 次 長 田中 利明 事 務 局 長 補 佐 片山 学 調 査 係 長 太田 潤一 議 事 係 主 任 金岡 正樹		
執 行 部	財 産 管 理 課 長 足立 博文 財 産 管 理 課 主 幹 福井 一郎 庁 舎 整 備 局 長 亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 専 門 監 前田喜代和		
会議に付した事件	別添資料のとおり		

第 11 回住民投票条例検討会（3 月 13 日）

◆中西照典座長 では、時間がまいったようですので、ただいまより鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会第 11 回目を始めさせていただきます。前回以来ですね、議長宛に鳥取市役所の新築移転を実現する会において、この今の平行線をたどっていることに対して、住民投票を早期にしないで、あるいは新聞等でも議論が平行線であり、あるいは堂々巡りを繰り返している、そういうことで、この検討会における議論が進まないことへの苛立ち、あるいは市民に対しての説明責任等が問われてるところであります。そのことを踏まえながら今日の議論を進めていきたいと思いますが、先回は、上田議員が言われた約款、特に約款に対しての疑義が出ておりました。そのことについて、私の方から市の法制局から見解を取りたいということを申し述べております。議会事務局から市の方にそのことを書面においてお願いしているところありますが、市からの回答がきていますんで、では、事務局長、回答読んでください。

○中村英夫市議会事務局長 はい。報告させていただきます。まず調査と言いますか、依頼した内容ですが、鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例（試案）第 2 条第 1 項第 2 号に関する調査業務の契約に基づく成果品についてということでございまして、成果品が本契約に基づくものであるかの判断について見解をお願いしたいということでお願いしております。その回答を読み上げます。市議会が鳥取県建築士事務所協会と締結した委託契約に基づく成果品が本契約の内容に応じたものであるかどうかの判断については、総務課としては、議会が判断されるべきものと考えているというような回答でした。

◆中西照典座長 はい。そのような回答であります。では、議会としてその契約を担った事務局、局長の方から今回の上田議員の疑義に対しての見解を、じゃあ述べていただきます。はい、どうぞ。

○中村英夫市議会事務局長 契約と違うものがあがってきているというご指摘が論点だったと思います。この件につきましては、報告書に、まず新第 2 庁舎と駐車場の新築計画についてということの調査結果が書いてございまして、この 5 ページにございます。それをちょっと読み上げます。5 ページです。ページはございませんけども、3 の調査検討というところでございます。報告の方です、報告書の。

◆上田孝春議員 3 の調査検討というところか。

○中村英夫市議会事務局長 はい、そこです。そこをちょっと。よろしいですか。表紙を入れると 5 枚ということで。

◆中西照典座長 皆さん、分かりますか、場所が。はい、3 の調査検討というところですか。はい、ではどうぞ。

○中村英夫市議会事務局長 はい。ちょっと読み上げます。最初からです。現在の敷地に第 2 号議案の規模を計画する際に、全面道路には都市計画道路があり且つ車線制限、免震装置の稼働のための空地及び採光などを鑑み、敷地境界からの建設可能な建物の大きさを計画すると、次です、計画する規模の建物は建設できないことが分かった。次が駐車場のことです。また、現在予定している駐車場の面積では、150 台の駐車台数を確保できないことも分かった。とあり

まして一義的には協会はこのことについて調査をしておられますし、積算については当然でございますが、できない工事内容に基づき積算はできないということであり、当方が依頼した業務内容に伴う調査業務は、この時点で完結となるものでございますが、その上で、公平公正な情報提供のために作成しようとしている関連情報表の中の第2号議案の建設費概算が求められているという状況がございます。そういったことも踏まえて、これまでの検討会でのご意見も踏まえて、議長から県の建築士事務所協会会長に実現可能な積算を願いたいとの要請を踏まえて、この報告書は提出いただいたものでございます。従いまして、契約の内容も含めて、それ以上の成果品だと思っております、事務局といたしましては適切な調査業務の履行であったと判断しているところでございます。以上です、簡単ですけど。

◆中西照典座長 はい。事務局としては、適切な報告内容であったということでありまして、契約は適正に履行されているという判断であります。このことに、では上田議員、はい。

◆上田孝春議員 あのね、局長、適切、あなた責任持ってこれは適切なものであるというふうに受け止めているわけですね。まず、その確認を。

○中村英夫市議会事務局長 はい、そのとおりです。

◆上田孝春議員 なぜ、この工事契約書の中に書いてあることは全くこれはできてないですが。それで、例え相手側の方からこういったことでできないと、問題があるということになったら協議したんですか。

○中村英夫市議会事務局長 相手側からはそういった問題の提起がございましたので、協議しておりません。市、つまりこの工事契約ではなくて、調査業務でございますので、その辺が前提条件が違うと考えております。

◆上田孝春議員 いいか。

◆中西照典座長 はい。

◆上田孝春議員 前提条件が違うって、契約書にきちっと謳ってあるでしょうがな、委託契約の中に。そういったことで調査をしてもらうというかたち、さらにはその工事の概算にしても示しているでしょう。このことが全く調査されてないんじゃないかな。

◆中西照典座長 はい、中村局長。

○中村英夫市議会事務局長 すいません。先ほど、報告書を読み上げましたけども、そこに調査依頼の内容は回答があったというように考えております。

◆中西照典座長 はい、上田議員。

◆上田孝春議員 契約書に基づいてそういったことがあればちゃんと協議して文章でも書類でも残しているんか、そういった契約はできているんかなあ、手続きが。

◆中西照典座長 どうですか、中村局長。

○中村英夫市議会事務局長 すいません。もう一度、なんか意味がよく分かりません。

◆上田孝春議員 相手側からね、こういったかたちとはという、今、さっき読み上げたようなことがあるでしょう。そういったことがあれば、当然元の委託業務と内容が変わってくるでしょう、業務内容が。調査の内容が変わってくるでしょうが、そうした場合にはちゃんと約款にきちっとそういったことがある場合には、文章できちっと処理しないと駄目でしょうが、工事約

款に基づいてするなら。ちゃんとつけてあるんだから。

◆中西照典座長 はい、中村局長。

○中村英夫市議会事務局長 その調査依頼の件については、もう既に完結して、先ほど読み上げた内容で完結してございますからやっていると考えております。

◆上田孝春議員 いいか。

◆中西照典座長 はい、上田議員。

◆上田孝春議員 約款どおりになっていると、そこは見解の違いがあるから、私は約款どおりになってないと。特に契約どおり、委託契約のとおりになってない。これは委託契約ということは、発注側と受託者、委託先と受託者の方が双方がお互いにこの委託契約に基づいた内容を確認した上で結んどることでしょうが。まずそこです、そこを確認してください。

◆中西照典座長 分かりますか、どうぞ。

○中村英夫市議会事務局長 すいません。見解の違いになるとは思いますけども、契約どおりだと思っておりますけども。

◆中西照典座長 ちょっと上田さん、皆さん、聞いておられてちょっと上田さんいいですか。じゃあ、角谷議員、はい。

◆角谷敏男議員 聞いておられる、この件ですか。

◆中西照典座長 この件です。ちょっと今はその。

◆角谷敏男議員 ちょっと経過を、もう一遍おさらいをしたいなと思っているんです。この点に係るけれども。

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。今の件をまず、ちょっとしてください。上田さんが今言っておられる、

◆角谷敏男議員 それだったらちょっと別の。

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。それなら、今見解の相違で聞きましたけども、次に、いいですか、角谷さんが言われる、はい、その前に、はい。

◆上田孝春議員 考え方ですよ、まず。局長の考え方と、契約の内容、契約の在り方というか、内容について。局長はこれが、業務内容が契約どおり、この契約どおり相手方はきちっと精査をして成果物を上げてきたという認識ですか。

○中村英夫市議会事務局長 はい、そのとおりです。

◆上田孝春議員 そこで、私はそういった理解はできないということなんですよ。何回も繰り返しになるけれども、契約にきちっと謳ってある、さっき言ったように、契約は出す方と受ける方が双方がその契約内容に納得をして、判子を押して契約結ぶものが契約書でしょう。それが契約内容と違っておるということを、局長気がつかないんですか、あんな。

○中村英夫市議会事務局長 違うと、

◆中西照典座長 ちょっと待ってください、はい、中村局長。

○中村英夫市議会事務局長 すいません。相違していると思っていませんので、まあ気がつかないということになりますね。

◆中西照典座長 ちょっと待って、じゃあ、上杉議員からちょっと順番に、じゃあ。

◆上杉栄一議員 今、この見解の違いというのは、ここにある業務仕様書の中に業務の目的ということで、これも議論になったんだけど、以前に。当初精査をしてもらうということだったんだけど、精査はできないから調査ということになったわけですね。ですから、この業務の目的はあくまでこれは調査ということであって、我々の出した分を精査をして数字をそれこそ精査をするということではなくて、調査をするとそういった仕様書になっているわけなんですわ。ですから、この調査検討とすれば、調査の中からすれば、先ほど局長が言ったように、4階建ての分についてはこれは無理だと。それから半地下の駐車場の150台は無理だということは、これは調査の結果として出たということだというふうに私は思っております。ですから、あくまでもこれは精査じゃなくして調査だということになっているわけだから、調査の結果、この計画する規模の建物は建設できない、それから半地下の駐車場はこれは建設できないということが調査の結果だと、そういうふうに、局長がそれこそそれは多分言っているんじゃないかなと私は思いますし、それから、これはあくまで、仕様書からすれば、精査ということであるならば、その数字であったり、例えば20億であったり、それからその内容をしっかり検討するべきだけでも、これは調査というかたちになっているわけだから、結果としてはそういうことで、調査としてはこの半地下、あるいは建物については調査の結果、これはできなかったということでの報告はそのことだというふうに思います。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 高見です。今、上田会長さんの方からは提案している内容とは違うということが、今の論旨かなというふうに思っております。事務局としては、いや、そうでないやっぱり出した仕様書のとおり、さっき3ページの説明があったように、検討結果については、こうこうだというふうに説明があったわけです。我々はこないだの検討結果、調査の結果を基にして、責任ある人が、第3者の方がこのようにして調査、精査してくれたと。安全基準等も充分調査しながらやってもらったというふうなこと、さらには各法令を尊重しながらこういう組み立てができると。要は、業務を行いながら、業務とは市役所の業務を行いながら、改修を、いろんな問題を、問題点がある中で工事しなきゃいけないというふうな総合的な判断の基に、今回出ておるわけですから、だから、上田さんに上田会長に聞きたいのは、もし、そのようなことが出した理論とちょっと違うということであれば、どこがどうなのかという根拠です、内容を我々は聞きたいですね。以上です。

◆中西照典座長 じゃあ、ちょっと上田議員への問いだったので、どうぞ、はい。

◆上田孝春議員 高見さん、私に聞きたいと言いますけど、我々は検討会でずっと議論をしてきて、検討してきた経過の中で、まず対案を私が示したものを、これは議会で対案として認めて、認めてずっと議論してきたわけでしょう、それを確認してください。

◆中西照典座長 はい、高見議員。

◆高見則夫議員 それと、1つずつ言います。お互いに対案を出されたと思って、ついでに、委員会にいろんなことで検討資料があって、議会としての、いわゆる我々議会としてのこれを案にしようというふうに出した、これらについては間違いはない。ただ、やる段階で、そのような問題が発生すれば、それはやはりそういう専門家に精査してもらったことについては、当然我々

は耳を傾け、議論を受け入れるべきではないですか。

◆上田孝春議員 ちょっと待ってよ、そこまで言うなら。

◆中西照典座長 はい、じゃあ、上田議員。

◆上田孝春議員 僕が聞いているのは、対案として皆がしてきたという経過があるということですよ、これは5会派代表皆確認できますね。

◆高見則夫議員 はい。

◆上田孝春議員 ちょっと確認できますねということなんです。

◆中西照典座長 できますかっということですが、どうですか、それに対して。

◆下村佳弘副座長 これは議会として対案を作るためにたたき台として出した案だというふうに思っておりますので、対案はこれからできるんだということですよ。これは対案じゃないですよ、たたき台が対案ではないという認識ですよ、皆さんが、そう思っております。

◆上田孝春議員 そうか、皆。

◆中西照典座長 じゃあ、もう一度、上杉さん、はい。

◆上杉栄一議員 上田会長から出た1つのたたき台を議会の案として精査をしたということで、これはまだ議会の案でありますから、これからそれこそ、要するに具体的な検討会の中で審議をして、この案がどういうかたちになるかということが、これはコンクリートでこの格好になったわけではないわけですし、ですから、可能なのか、不可能なのか、そのことも含めてこれは議論すべきだというふうに思っております。だから、確かに議会の案というかたちで議会として案として出しましたが、これは完成品ではないわけです。そのこと。

◆中西照典座長 ちょっと待ってくださいよ、田村議員。

◆田村繁巳議員 これは元々上田さんのところから出した案ですけども、やはりこれが20億でできるのかどうなのか、この辺も非常に可能性があるのかどうなのか、分からんわけでありまして、これを議会としてきっちりと対案としてするための積み重ねと言いますか、そういう作業だろうと思っておりますので、まだこれがきっちりと対案だという段階には至ってないと思っています。

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。角谷さん、いいですか、今の話、いやいや、それについてなければ、いや、角谷さんの話がないからちょっと、はい。じゃあ、角谷議員。

◆角谷敏男議員 おそらくこれはちょっと空中戦になるから、僕はいくつか確認して進めたいんだけど、議長にそれはあとから発言の機会をもらって、これまでの手続き、それからたたき台の問題に（聞き取り不能）。これは上田さんの意見に関連することでもあるから、これは絶対したいということ。それで、結論言うと、これまでの流れから言うと、前回も言ったかな、山本浩三先生、建築家の、そのかたの素案というかたちで上田さんからあって、それで、ここでも議論をして議会の案になって、それで、それを今、精査とか、調査ということで何か言葉ですり替えられようとしているんだけど、これは、そういう機会を持つということで、そういう建築家の人の意見を、そういうものとして確認的に出てくるだろうという私は認識でおったんです。以上です。ここまで。

◆中西照典座長 ちょっと高見議員、はい。

◆高見則夫議員 これは、上田会長だけの案は当初の何回か前の提案の中で、皆で検討して、じゃ、これを対案の参考にしようということを出したわけです。これは皆共通理解しているわけだ。ついては、この対案がどうのこうのいう内容になってくると、一番最初は現庁舎の免震化と一部撤去でしょう。さらには、もう1つは駐車場の問題、150 の問題。第2庁舎と本庁舎の2階部分撤去して新しいものを造るんだということで、皆、共通理解したわけです。だから、それをする段階でいろんな問題が出るということについては、これは意見として出てくれば、今、調査の段階で出てくるとするならば、そのきた段階で、これからがそこが問題じゃないですか。そこがどういうふうに違うということについては、この会5人で、5会派で検討しなきゃいけない。それが課題じゃないですか、今、やっているのは。

◆中西照典座長 はい、上田議員。

◆上田孝春議員 僕は、これが全て私が出したもんが完成品だと思っていないよ。それなりに自信を持って出している。それで、これかいいじゃないかという1つの考え方の中で、これをどうやって進めていくかというかたちで議論、検討会で議論されてきた。それで、それに対して、私は20億という1つの数字を示して、こういったかたちで免震はこうだとか、新築はこうだとか、駐車場はこうだとかいう数字を示して対案として出したでしょう。それはみんな一緒でしょう。それで、じゃあ、この20億はどうかというかたちで、この20億を検証してもらおうという話で契約、委託契約を結ぼうとしたんでしょ。20億というか、それに今20億と書いてあるけれども、19億何ぼという、やっぱり工事概要の数字をだしているわけですから、それを検証してもらおうというかたちで業務委託をしようというのが、この契約の狙いだったんじゃないか。それが。

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。

◆上田孝春議員 それがいつの間にかに、調査、調査というかたちで、誰がそんなことを了解したんですか。

◆中西照典座長 はい。これは、私がこれ、ずっと今まで何回も説明してきたところであります。元々は、上田会長から示していただいた案、20億を含めて本当でそれは実現可能であるかということが、元々の第3者をお願いして調べていただこうという、上田会長は20億、20億言われましたけども、それは皆、何回も言います、皆さんの中でその20億というよりも向こうの、つまりそれは建築士事務所協会にあくまでも判断をしていただいて、出していただくということで、全てを終えております。上田会長はそういうふうに言われますけども、それから、何回も言いますが、こちらの議会事務局とそれから建築士事務所協会でのお願いはずっとしてきているわけです。してきました。山本浩三氏とのヒアリングも含め20億、しかしながら協会が受けるにあたって、私たちは問題点を探すのではなく、建設的な前向きな意見を出していきたい。そのことについて最終的にお願いをしました。その経過は何回も話しております。

そうしないと、協会としてはその契約は受けられませんということで、あの時点で受けられませんということは、やはり我々が努力してきた第3者委員会、やっとお願ひして見つけてお願ひすることに対して、できませんではなく、やはり話の内容は、やはり何回も言うように、私がまとめてきたのは、協会に判断をして調査していただくということが判断、それもここに

実現可能なものが、上田議員が出された金額を抜かしたほかの全ての条件を精査というか、調査していただいたものを出していただく。そういうふうなことでやってきている。このことは何回もここでお話ししましたし、そのことについて、私はそういう判断したことを間違っていると思っております。

◆上杉栄一議員 はい、議長。

◆中西照典座長 はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 20 億の数字ということよりも、先ほどの調査からすれば、4 階建ての建物が、建てるのが、いろんな法的なあれからできないということで、まず、当初出している 4 階建ての分でのその建物の調査、精査はまずできないわけですね。それから、半地下駐の 150 台についてもこれも無理だということですから、その無理なものをそれこそ精査することはもちろんできないわけですから。ですから、この半地下の駐車場なり、4 階建ての建物も結果としては協会の方からはその出た数字を、できないものをそれこそ精査する話にはならないというふうに私は思っております。それから、ここの本庁舎については、新たなエネルギー棟等との問題が出てきた。そういったものが出てきたから数字は変わってくるだろうというふうに思っております。ですから、まずもってその 20 億という前提として、それを精査するわけではなくして、できるものかできないものか、まず協会の方は多分調査をして、それで、半地下はできない。それから 4 階建ては無理だということで、それなりのこの数字が出てきた。だから、半地下なり、それから 4 階建ての分は、これ、精査できるはずがないわけですし、そういうことでこの結果が出ているというふうに、私理解しております。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 座長あれですけれども、これを出す段階で、例えば契約に出す段階、元に帰っての話をしますけど、のときに、我々がもらったプリントは、いわゆる何々、点が 3 点、4 点ありますね、4 点。さらにはそれに対しては仕様書が別紙ついていて、概算も出ておったわけです。それは承知なんです。しかし、それによって全て皆さんがおっしゃっておるような業務を行いながら、この建物がまたは完成するまでに大丈夫なのかという疑問点もあったわけですが、調査に出した段階では、いわゆる責任ある人が責任ある回答、さらには安全基準に照らしたものと、法令に照らしたものとちゃんと研究してもらっているじゃないですか。我々そういうところまであれせずに検討の中に、検討したんですか、我々は。していないと思いますよ。だから、そういうものは十分尊重しなければいけないということを言っておるんです。だから、これに対して、我々の案と違うじゃないかということになれば、じゃ、どこをどうしたらいいのかということ、案を出した方がいいじゃないですか。

◆中西照典座長 はい、上田議員。

◆上田孝春議員 契約のことは、委託の内容についていろいろと言われているんですけど、確かに議長は山本浩三さんのこの我々が示したものに対して、ヒアリングを受けるということは、受けられないということは、3 日だったかな、3 日、2 日か、3 日でしょう。3 日の日に初めて言って、もう契約は結ばれていたわけです。我々の検討会で議論したことを相手がたに伝えたと、伝えたけれどもヒアリングは受けることはできないというかたちで言っておるという報告は受

けましたよ。それは契約が済んだあと。それで、僕はそれだったらなぜ、我々の検討会で始めたものが通らなかったら、1回検討会に返してくるのが筋道じゃないかというかたちで、私は言いました。だけど、この業務内容までが変わるという話は聞いていないよ。

◆高見則夫議員 ちょっと。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 はい。そういう詳細の中身について、そういう上田会長の方から論をもっておられるんだったら、なんでこう、我々に示して、そういう点については特に審査すべきだと、調査すべきだという点を強調されなかったんですか。結論が出てからそういう問題ではおかしいじゃないですか。

◆中西照典座長 角谷議員、はい。

◆角谷敏男議員 さっきちょっと時間取って欲しいということで言いましたのは、上田さんからちょっと出ましたけどね、1月の27日にまず手続きの問題としては議会で議決を取ったんですよ。それで、その後ですね、この契約書をどういう仕様書にするかは、皆確認取ってないでしょう。議長もそうでしょう、皆に確認取らなかったんでしょう。

◆中西照典座長 いや。

◆角谷敏男議員 それですよ、今聞きたいのは。

◆中西照典座長 いやいや、仕様書についてこういう内容にしますというのは確認取りましたよ。

◆角谷敏男議員 その調査業務も含めてですよ。

◆中西照典座長 仕様書の最終的な、問題点は確認とりました。

◆角谷敏男議員 仕様書だけでなく、調査の概要じゃなくて、何々一式、何々一式って書いたやつですよ。これは、2月の3日に初めて見せられたわけですよ。これは事実でしょう。それから、それに関連して当然1月の6日の検討会、これあたりでも、逆に言うと議長一任っていうのは私は取ってないって言って、2月の代表者会でちょっと言ったんですけど、議長が一応先ほどの経過から言うと、受けん、協会が受けんからということだね、やられた。私は、それは大事なことであるし、今から思うとね、私自体も1月の27日の議決を取る前、取った後に代表者会で契約や調査内容は確認しないのかということを、事務局の次長に言いましたよ。そういう計画はないということで、それで2月の3日に、ありやりや、そういうことになっているんかということですが、実際問題。そこは、やっぱり議長がどうして諮られなかったかなということだけ、ちょっと1点だけ確認の意味で聞いておきたいです。それであと2、3ちょっとお訊ねしたいです。

◆中西照典座長 その問題は、これは、今まで何度も話してきました。つまり、契約の内容が行き詰った。事務局とそれから協会の中で行き詰って、こちらがお願いすることも協会にお話し、協会がお話するのもこちらも事務局同士で話をしていましたが、平行線をたどって少しも進まない。そこで、協会の会長とお話はした。その中では、やはり我々の思いは、先ほど話したようですが、しかしながら私達は協会に対してお願いして、なんとか市民のかたに説明できるような調査をしていただきたい。それはあくまでも上田会長から示していただいた1枚のA4の紙、あるいは2枚かな、3枚かのパースの中でのお願いをしております。金額については、先

ほど言いましたように、協会としては金額を調査することは、それぞれ工法についていろいろありますので、協会としてはそれは触れない。それから、提案された元の原案を書かれたかたともしないと。しなくて、我々が調査をして、その中で一番いい方法の中で私達は出していくんだということがありました。そのことについては、やはり協会に判断を仰ぐということで、私は検討会にしろ、あるいは代表者会にしろ、最終的には締めくくってきています。そのことで締めくくってきていますので、それは私の責任で、さっき言いましたように協会の判断に基づいて報告書をお願いしたというところであります。はい。

◆角谷敏男議員 それでね、見解の相違が云々ということがあるから、もう1、2点ちょっとお訊ねしたいのは、議長が3月6日150台を優先してもらったという云々ということなんですけど、これは1回向こうが疑義が生じて問い合わせがあったんですか。これは誰が答えたんですか。

◆中西照典座長 いや、これは、こちら、少なくとも議長には来ていませんし、向こうの判断でそれを優先したということだと思います。

◆角谷敏男議員 それで、議長、現舗装駐車部分が、ということで、そこに今回5階建ての自走式の駐車場に変わったり、エネルギー棟が作られたり、それから増築の部分が4階建てが5階になったわけなんですけども、これが、我々の議論の経過から言っても決して頼んでないことを作ったという認識を持ってないということなんです。先ほどの。

◆中西照典座長 そうではなくて。

◆角谷敏男議員 間違っていないという発言もありましたから。

◆中西照典座長 そうではなくて、ここのずっと検討会が始まった中で、上田会長が出された案を基にして、何故、第3者に出さなかった、に判断していただくということ、やはり金額も含め、実現性も含めて皆さんがやはり調査をしていただいて第3者の判断を仰ぐべきだということから来ているわけです。ですから、やっぱり言いましたように、実現可能なところでの積算をしていただいたということは、お願いをしたということはありません。

◆角谷敏男議員 議長。

◆中西照典座長 はい、角谷議員。

◆角谷敏男議員 はい、角谷です、はい。その積算をしてもらったという言い方でいけば、頼んだものを20億でできるかどうか資料も添付して渡しているわけですから、それが全くとは言わんけど、相当変わった構造物にできてしまって、協議もなく、そしてこの37億円と金額も相当変わってしまう。これが、我々が議論していた内容に、完全に一致しないにしてもほぼ一致しているような内容になってるかということなんです。座長はその辺どう思っておられるんですか。

◆中西照典座長 私は、あくまでもこの目的に、報告書の中でもいいですけど、目的に書いてある第2号議案の概要、これを調査していただいているわけです。それに対して、先ほども局長が読みましたように、それに対しての調査が行われて、またそれに対して実現可能な、その場所におけるやっぱり調査を踏まえての報告がなされているものだと思っておりますので、それはそれで正しい報告だと私は思っております。

◆角谷敏男議員　じゃあ、あと1、2点。そうしたら、できるものを作ってもらったということにいったんに解釈が行くんだけど、逆に言うと、今の説明では、やはり当初依頼したものとは違ったものの構造物になってきているという認識じゃないんですか、議長は。事実の問題としてね、解釈じゃなくてね、事実の問題として。

◆中西照典座長　当初お願いしたのは、先ほど何回も言いますけど、2号議案の概要ですから。それを調査していただくということですから。だから、上田議員の方から示していただいた概要がありましたね、金額も入った、その中の、その金額を外したさまざまな条件の中で、一番この現庁舎のあるところに、一番可能な条件を満たすものを報告していただいたと、私は思っておりますけども。

◆角谷敏男議員　そうしたら、これまで疑義がある場合の協議ということには該当せん、相手にも瑕疵は全くないというふうに、議長は判断するんですか。

◆中西照典座長　私はそのように判断しております。

◆角谷敏男議員　私は、ちょっとそうは受止められません、議論からいうと。少なくとも最後議長にお尋ねしたいのは、その1月の27日に議決を取った直後にでも、やっぱりこの何々一式という、この中にも現舗装駐車部分ということで、概要には書かれてなかった部分も入っているわけです。それで、議長はこの最終的なものを契約、それに付随する文章ですね、確認されて出されたんですか。

◆中西照典座長　私は、その点については事務局に一任しておりますので、事務局の判断は、私は間違っていないと思っております、今でも。

◆角谷敏男議員　間違っているか、間違っていないかでなくて、議長は目を通していないということで、確認ができました。では、最後に、さっきから前回もそうなんですけど、この20億の検証について、第7回の検討会でなかったかなあと思うんですが、上杉会長も20億で出来るかていくのが良いというような主旨の発言やら、高見会長も20億の範囲で可能であるか、それが分かり易く積算するということじゃないかなあという主旨のことをおっしゃっています。今の骨格部分で、20億でできるか、その上で次にいくということで、田村議員もそういうような発言をしておられるわけです。そういうふうにくと、さっき言葉のすり替えだなあと思ったのは、調査、調査という言葉にすり変って、これは精査だったんですよ、議論は、議論は精査だったんです。ところがこの報告書が出て来たら3月の6日のときには、私も皆さんの言葉を引用して発言もしましたけど、今では、実現可能なものとか、1つ1つ検証すりゃあいいじゃないかとか、いうことになっているんだけど、一番肝心なのはやっぱりここで頼んだものをきちっと精査するという議論の方向だったと思うんですよ。それが何時の間にか変わってしまった。議長が議長の判断でやったということでお認めになっておりますから、そういうことがやっぱり我々で確認の場がやっぱり作れなかったというのが大きな問題だと思うんですよ。以上です。最後は第7回の検討会について何かあれば各会長さんからお聞きしたいと思います。

◆中西照典座長　はい、事務局、はい。

○田中利明市議会事務局次長　失礼いたします。角谷委員さんの方から1月27日の臨時会があって、報告、1月ですね、1月27の臨時会がございまして、その直後に確かにこの代表者会の予

定はないかと聞かれまして、その時点では全くそんな予定もなかったものですから、ないと申し上げました。それで、それが金曜日であります。1月27日で土日を挟んで、30、31、1日と各会派の視察等々ございます。議長の出張等もございまして一番早いタイミングの2月3日に代表者会が開かれたというのが事実であります。以上です。

◆**角谷敏男議員** いいです。私、嘘を言っているわけじゃなくて、1月27日の数日前に次長に1月27日議決取った後、代表者会で調査や等々をどういう調査項目なのか、それは皆で確認しないですかと、代表者会の中で確認しないですかと、その予定をございませんでした。それは良いんですよ。それで、その数日後に2月3日に代表者会を開催するという案内をもらいました。だから、ここは別に事実の問題、違ったことをお互い言っているつもりじゃないです。

○**田中利明市議会事務局次長** 一番早いタイミングで、代表者会が開催されたということです。

◆**中西照典座長** ちょっと高見委員、はい。

◆**高見則夫議員** はい。今さっき、発言の中で、発言を取り上げてということではないわけですが、我々共通理解しておかなければいけない重大な問題があると思う。それは何かと言いますと、業者は見積をする段階で協議すべきだということ、協議というと委託者の方に協議せいということであれば、私はそれは違うと思う。何故かというと、物を買う時に、相手に何ぼですから何ぼにしてくださいと、これが普通かも知らん。ただ、我々は役所ですよ、役所の公的なこの契約をやるわけだ、それで、いかにも談合的な要素が入っているように思う、今のような発言の中では、そういうことは絶対に我々はこの中、お互いの協議の中に入れたらいけない、このように思っております。その点、何かあったら言ってください。

◆**中西照典座長** ちょっと、高見議員、ちょっとそれは話の論点が違っているので、ちょっと。

◆**角谷敏男議員** ちょっと高見さん、ちょっといけんぞ。

◆**中西照典座長** じゃあ、また。

◆**角谷敏男議員** 正確に言う、正確に言うよ。

◆**中西照典座長** 角谷さん、ちょっと。まず上田議員、はい。

◆**上田孝春議員** ちゃんと約款の20条に書いてあるでしょうが、ちゃんと物を見て、約款を見てかかってものを言ってください、業務に係る乙の提案というかたちで、ちゃんと出さないといけませんよ、提案を、契約書と違う場合にはこうこうこういう訳で、私の方からこういった提案をしますというかたちで、ちゃんと業務に係わる乙の提案というかたちで、20条にちゃんとあるでしょうが、何がそんな物事、そんなことを受ける必要がないとか、そんないいかげんな話をしては駄目です。

◆**高見則夫議員** 我々、ええ加減な話をしていませんよ。ただ、今事務局が言ったように、ちゃんとそういう問題についてはその調査をする段階で相手と話をしていて、内容についてはちゃんと正当性があると、ちゃんと言っているでしょうが。それで、もし、そこであんた、約款でいけなかったらその問題点を出して、我々これから議論すればいいじゃないですか。どうですか。

◆**中西照典座長** ちょっと待ってください。これはあくまで法律論になっていますから、ここで決めたからいいとか、少なくとも多数決を取って、あるいは全会一致だから良いとか悪いとか

という問題じゃあない、法律論ですから、じゃあ、上杉さん。

◆上杉栄一議員 20 億、代表者会等々でも 20 億で出来る範囲内でも検討してもらったらという話も勿論あったわけです。さっき調査と精査で、まやかしたという話があったんだけど、これ、調査検討のさっきの局長が読んだ報告内容から言えば、精査も調査もできないということなんです。今ここに書いてあるように、駐車場の問題、あるいは新第3庁舎の問題、まさにこれは精査出来んわけだ、精査も調査も、そういうことで、だから、我々はこの間の話の中で、以前に、20 億で出来る範囲の中で何処までできるかという話を出した。だから、それは調査をしたんだけど、調査どころか精査ができない、精査ができないというような状況です。だから、精査と調査という話で、角谷委員は言われたけども、私は調査をした結果が、今出た立駐だというふうに思っていますけれども、精査ができなんだと、それが、要するここにある計画できないことが分かった、確保できないことが分かったということが、いわゆる調査の結果で、精査もできなかったというふうに思っています。

それから、この議論はここで3回目ですけども、入口で全く中に入れない、今日はマスコミも来ておられるわけだし、それから傍聴もたくさん来ておられる。一体、本当にこの議会は住民投票する気があるのかどうなのか、そういうふうに皆みられておるわけですし、私は今の話で、この計画等々の問題はこれは法律論であるというふうに思っております。それで、疑義があるのであるならば、それなりのそれこそ対処されればいいと思っているんで、これが解決をするまでこの中身に入らないのか、入れないのか、入らないのかということを、まず聞きたい、私は。やはりこれはそれはそれというかたちで、今、決して私もその 37 億 4,000 万円が、これが（聞き取り不能）だとは思っておりません。だから、このこともしっかり検討をしないといえんというふうに思っておるし、それから、前回も言ったような駐車場の問題も、じゃ、どうするのか、あるいはエネルギー棟についても新しい問題が出てきたのはどうするのか、4 階建てが法律的に難しいから 5 階建てにしたということについて、じゃあ、そのものを無視して 5 階建てにするという恰好にはならんわけでしょう。そういった中身に入る議論をしていかないと本当にこの議会なり、検討会は市民から笑われているような存在です。私もなさない、こんな議論は長々したいと全く思っておりません。

◆中西照典座長 ちょっと、では、副議長。

◆下村佳弘副座長 はい。私も上杉議員と同意見でございまして、やっぱり今の建物、現状を見て確認して成果品を作っていただいたというふうに思っています。対案については、契約の趣旨に則って、まずこれができるかできないかと、最初に言われたように、これができるかできないかを議論していただければいいという話だったんですけど、このできるかできないかというのは、これでもうきちんと話はできていると、話というか、その結果はできているというふうに考えております。しかし、これだけではその基となる関連情報表の片方だけができていて、片方は不完全なかたちになっているんですね。だから、公平公正な関連情報表にはならないわけですね。このことをやはり今回、実現可能な案として提案をしていただいたというふうに考えれば、何の問題もないじゃあないかというふうに考えております。そういう意味から言えば、この話は先に進めるべきだというふうに思いますね。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 誰もこのことで、議論をしてあれをしようという気持ちはない、我々も住民投票をしようというかたちで望んできているわけだから。だけど、議論の過程でやっぱり納得しないと駄目です、納得できないと。それで、今2つ申し上げたいと思います。1つ、駐車場の問題、150台の問題が出ております。150台、我々はこの庁舎で150台の駐車場を確保するというのが、150台というのは全体なんです。何。

◆中西照典座長 すいません。傍聴者の方は発言を慎んでください。

◆上田孝春議員 150台確保するのに、4階建て、5階建てを建てないと、150台の駐車場を確保できないというのはこんな誤った考え方は間違いですよ。他の方法は何ぼでもありますよ。それと、20億がいい加減だという話であれば、この前、その県の設計事務所協会が委託して出た数字が専門家が出した数字だということで、20億に対して全くあれがなかったら、20億を出した我々が出した専門家を呼んで1回話を聞いてください。そうでないと駄目ですよ。

◆中西照典座長 まず、今、問題は元に戻ります。上田さんが約款について疑義をされた。それに対して事務局は、これは正当な契約であったと言っています。このことについては、先ほど、言いましたように、多数決を取るとか、あるいは全会一致という問題、これは法律論であります。ですから、それについて、これは事務局は正当だと言っていますが、返って来たものが正当として進めざるを得ないし、それに対しての法律上の問題は、これを疑義を持たれるかたが法律上として、訴えなりしていただくということに、私はなと思います。そのことはいいですか。それで、少なくともこの契約は正当になされたものであり、返って来た報告書は、それを踏まえて返ってきたという、これは事務局がそういうふうに判断しています。それは、法律上否定されるまではそれが正しいものだと私は思っております。このことについてもいいですか。ちょっと上田議員、はい。

◆上田孝春議員 この問題、先ほど、委託者と受託者の関係で、受託者の方は、さっき何か話を聞くと、ここで実現可能なものを調査してくださいというふうな形でお願いしたと、それに基づいて、その成果品を上げて来たという考え方のですから、それはそれで受託者の方には確かにそういった形で話をしておられるということになったら問題はないように、私は思いますけど、この契約書に何だかんだ言っても、この契約書、契約書に基づいたものが出てないというかたちで、私は認識をしています。ですから、これから先、それなりの法律的手続きを取って、また、ことが進めば事務局として、しっかり受けて立ちますね。それで、結果が出れば責任を取れますか。

○中村英夫市議会事務局長 はい、承知しております。

◆上田孝春議員 受けてたつなあ。いや、ちゃんとお宅が出した判断ですから、局長だから、その辺でしっかりとそれなりの責任をとるというふうに思いますよ。(聞き取り不能) そうした場合に、それに対してしっかりと、委託者として責任を持って、ちゃんと対応して、それなりの結果が出れば責任を取っていただくと、取るということを約束してください。

◆中西照典座長 ちょっと待って、これは訴えが出れば、当然受けざる得ないことですから、それを拒むことはできない。ただ、議会としてしていることですので、議会が、いわゆる議会で

その決議をしておることですので、その辺のところは法律上、きちっと訴えれば、その主体になる者が当然その訴える先になると思いますので、そのかたがきちっとやっていく、それは議会も当然だと思っておりますので。はい。

◆上田孝春議員 今、私は、契約相手がちゃんとそういったかたちになっているか、そういったかたちでちょっと確認をしたわけですけど、その中でやっぱり議長が、議長と相談しながらきちんとしておられて、議長もそれを承認しているというかたちですから、だから、そこだけを確認したらいいですよ。だから、事務局ばかりでなしに、それなりの責任ある者が、そういった対応されておることになれば、それなりの責任が発生するということだけを申し上げておきたいというふうに思います。

◆中西照典座長 はい。ですから、今の上田議員が言われるように、そういう法的な手続きをされますが、それが確定するまでは、この返ってきた、県の事務所協会から返ってきた報告書は正当なものだということで、じゃあ、進めさせていただきます。

◆上田孝春議員 いいか。

◆中西照典座長 はい、どうぞ。

◆上田孝春議員 いや、私はこの正当なものとしての議論はちょっとできませんよ。

◆中西照典座長 いや、当然正当なものとして受けとっているわけですから、それに対して、いや、違うということは法律論ですから、法律が決まるまでは正しいものとして受取っていますので、それは正しいということであるのが、当然なことだと私は思っていますよ。

◆上田孝春議員 それは議長だから。

◆中西照典座長 議長でなしに、その契約書上、そういうことになるということです。契約書上そういうことになるということです。はい、角谷委員。

◆角谷敏男議員 ちょっと高見さんや上杉さんの発言に関連して、それとあと、ちょっと議長に対してですけど、ちょっと談合的な云々という話しが出ていたんですけど、そうじゃあないんですよ。委託者の意図及び目的を十分に理解した上でということになっているんで。ところが、この中身を2月の2日に見せられて、併せてヒアリングはできないということが議長から伝えられたわけだから、だから、ちゃんとこれはこれでなっているわけですから、意図は意図で汲まんといけんし、それと同時に、実質的に議長が話をして、これは難しいと、もう可能なものに作ってもらうしかないという判断をされる前に、される前に、やっぱりきちっと代表者会でこういう中身も全部含めて確認すべきだったというわけです。その辺はまた議長に。

◆中西照典座長 ちょっと角谷さん、そのことは何回も僕はこれまで言っていますんで、それ以上は僕は回答するあれはないです。何故そうなったかも話しました。はい。

◆角谷敏男議員 議長に聞くのはまた別件です。上杉会長が言われた点は、駐車場のことなんか、できんじゃあないかと、できなかったらその周辺を活用すればいいじゃないかという意見もあったりして、そういうことを含めて、この半地下で何台入るかなあと、そういうふうに首を振っているんだけど、その辺の齟齬が、今頃になってから、明らかになるということが、僕は一番言いたいんです。もうそれ以上、あなたにどうのことの言わないよ。

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。話をもう一度します。まずは、もう1回言います。

事務局は、これは当然契約の履行の上で、当然成果品として認めて受け取っているわけです。ですから、今、法律上でいきますと上田議員は疑義があって、これからそういう手続きをされるということをちょっと言われましたから、それが手続きされて、結果が出るまではこれは成果品です。このことについては、このことを基にして、やはり今後、今日は進めていけたらと私は思います。ですから、先ほどの駐車場に何台入るだとか、いろいろと言っておられましたけど、これはこの次の話で行きたいと思います。それで、ちょっと、じゃ。行きたいと思います。じゃ、はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 さっき角谷議員が、以前の話をして、150 台、上田議員も、奇しくも 150 台を確保が前提だということを言われたわけで。それで、今、出ているのは立駐の 156 台か 7 台か、要するに 150 台を、150 台という数字を一番主体にして、じゃ、それをどういうふうに確保するかという話だな、さっきの話も。要するに、半地下の駐車場では 150 台確保できんだったら他のところでもすればいいじゃないかと。だから、私、さっき言いましたが、この立駐の 4 階建が必ずしも私いいとも思っていない。だから、これは成果品と出たけども、その成果品をまったくそれをそのまま案にしようとは思っておりません。だから、例えば、それだったら、もう路駐であとの 150 台は他に確保するとかというかたちのものは、まさにこれからの、今これからの議論ですわ。だから、角谷さん、さっき言った、以前にはそういう 150 台を確保しなかったら他でもっていう話が出たんだけども、結果は委託した分は半地下の 150 台でという話になっているわけで、なっているわけで。だから、このことをまさにこれから出てきたものを検討すればいいわけで、入口論でなかなか入れないわけだから、だから、そういったことをこれから検討する、まさに検討しないといけないじゃないですか。

◆角谷敏男議員 議長。

◆中西照典座長 ちょっと角谷さん、じゃ、はい。

◆角谷敏男議員 議長が事務局の成果品として受け取って法的な云々ということは、議長は、結局これは今のところ受け取るべきだという認識で、それに基づいて議論を進めたいということなんですね。

◆中西照典座長 受け取るべきじゃなしに、べきとかじゃなしに、現実的に契約がきちっとなされて履行されたものが返ってきているんで、べきとか、べきじゃなしに、それが普通に考えて、常識でいう、状態であると私は言っているところであります。それで、ちょっと待ってください。今言いましたように、それぞれの思いはありますが、ちょっとここで、私は休憩したいと思います。休憩したいと思います。それで、その休憩ののちには、先ほど言いました、この事務局が受け取ったものはやはり今の議会が出した契約の中で、交わした契約は正当なものであると事務局は言いますので、そのことを基にして進めていきたいと思います。休憩に入ります。休憩に入ります。いや、休憩に入ります。その次に、また出てきてから言ってください。ちょっと、はい、上田議員。

◆上田孝春議員 正当なものとしてこれから議論するというから、私はあえて休憩に入るまでと言うんだけど、正当なものと言っているもの、先ほどからいろいろ何回も同じことを言わせていただいておりますけど、この契約内容と業務内容、調査内容、これ、示しておきながら、

示しておきながら、さっき言った、言葉ではああだ、こうだと、(聞き取り不能) なら、ここで可能なものというふうなかたちで調査依頼をしておるようですけども、この契約書にはまったくそういった成果物ではないということだけは、私は申し上げておきたいと思います。

◆**中西照典座長** これは、上田議員はそう言われて、これから訴えられるんだけど、一応、事務局は正当なものとしているわけですから、それは訴えられて、それが法的に、まではやっぱりこれが1つの成果、契約上正当な契約がなされたとみなさざるを得ないんじゃないですか。

◆**上田孝春議員** (聞き取り不能) かたちで行く。それと、さっき私が訴えるというふうに言いましたが、私が訴えるでは。

◆**中西照典座長** それは、すみません。それはすみません、言葉をちょっと間違えました、上田さんでなく、誰かが訴えられるということであるようでありますので、そのことは訂正します。すみませんでした。では、これから半まで、ちょっと25分、長いですが、半まで休憩させていただきます。2時半まで休憩いたします。はい、お願いします。

休憩 (14:06~14:30)

<再開当初録音ミス>

◆**上杉栄一議員** たたき台について、当初は第2号議案、成果品の分がここに載っていたんですが、これはもう外そうということで、これは全会一致というものは見ておるわけでありますので、改めてですけれども、このたたき台、今ここに空欄になっている分についての検討に入るべきだなというふうに思っております。概算工事費があったり、そういったものについてはいろいろ議論がありますので、なかなかそういった工事費についての統一っていうのは難しい可能性が高い。まだ、実際、我々が議会案として出した一部増築であったり、あるいは半地下の駐車場であったり、それからここの耐震改修等々について、ここで議論する中で確認をしていけばというふうに私は、いくべきだというふうに私は思っております。

◆**中西照典座長** ちょっと待って、順番で。はい、高見議員。順番で、はい。

◆**高見則夫議員** 私も前段の議論は、議論はかなりお互いに共通点もある程度の方向性が見えた、方向性というか、考え方は分かったと思います。いつまでもそこに止まっておったんでは、やはり住民投票っていう大きな課題が目の前にあるわけですから、やっぱり少しでも、少しでも住民の皆さんがたに情報が提供できるように、早くした方がいいなと思いますので、今のような意見については、私は賛同して進むべき、このように思っています。

◆**中西照典座長** では、上田議員。

◆**上田孝春議員** それは住民投票、さっきも言ったけど、住民投票するために最大限努力しないといけないということは百も承知しております。それから、ここのたたき台、比較表を作ることも大事だと思いますけれども、やはりそこに入るまでの、やっぱり整理をしてかからないと、なかなかここには入れないと。その整理がついたら私はスムーズにいくというふうに思いますが、そういったことで、このたたき台に、今入るということはちょっと難しい。それと、そこにいくまでに整理しないといけんというのは、やはり私は、さっき上杉さんも言ったけど、

議会で、検討会でずっとしてきた、たたき台B案、やはりこれがやはり基本だというふうに思いますよ、基本。出てきたものを基本に考えるようなことだったら、今まで議論したことが何かということになりますから、やはり基本的には議会で、検討委員会でしてきたものが、やはりたたき台の基本。

それともう1つ、私が申し上げたいのは、先ほどから我々がそれなりの根拠のある考え方を持って示した対案の金額、対案の中身とこちらの本庁舎の免震、さらには設備の改修、さらには増築、さらには地下、半地下の駐車場の件の、この提案をした考え方というものを、一度私は考え方を聞いてほしい。それは20億がまったく根拠がない、出てきたものが専門家の考え方で、これがすべて100%正しいようなことを言われると、私は心外だというふうに。ですから、さっき休憩に入る前にも言ったけれども、やはり20億の、20億を、金額も含めて、この我々が示した対案、これはやはりまちづくりの視点からもだし、いろんな意味で、そういったことを総合的に判断をして、ただ単に、対案を出したんじゃないですよ。まちづくりの観点からも、それから防災の関係でも、さらにはふれあい広場を作ったものでも、それなりのまちづくりといろんなことを総合的に判断をして提案しておるものですから、その辺の考え方を、その専門家である山本浩三さんに、私はこの検討会でぜひ聞いてほしいというように思います。そういったことを含めて、総合的に判断をして、次の段階に進むならいいけど、さっき言ったように、全く、今まで検討してきたB案をないがしろにしてかかって、新たに出てきたものを基本に対案を練るようなかたちだったら、私は前に進むことはできないということを申し上げておきたいというように思います。

◆中西照典座長 田村議員。

◆田村繁巳議員 先ほど、上田さんの方からお話がありましたけども、この度のこの第2号議案の概要の部分が大きく、大きくと言うんか、当初の示されてるものと変わってくるわけでありまして、特にこの4階から5階になる部分とか、150台以上の半地下の駐車場、ただ、先ほど上田会長の方から、半地下ということじゃなしに、あくまで前提として150台と、そういうことも示されたわけであります。そういうことを一つ一つ積み重ねていけば、骨格の部分がきちんと決まれば、あと金額の部分はあるわけでありましょうけども、これはなかなか、20億が、じゃあ適当なのか、37億4,000万が適当なのか、いろんな考え方があると思いますけども、そのあたりのことについても議論していけば落ち着くところに落ち着くんじゃないかなと思います。まずは、この第2号案の概要の部分を、今回の成果品の判断を基にしながら、調整していくと言うか、検討していけばいいんじゃないかなと思います。

◆中西照典座長 角谷議員。

◆角谷敏男議員 ちょっと休憩に入る前に、質問したんだけど、ちょっと誰か、ちょっと誰が言ったか分からなかったのは、ちょっとそれだけ確認をさせてください。150台の駐車場を優先させたっていうのは、結局誰が返事したんですか、向こう側に。協会と言うか、その委員会に。

◆中西照典座長 ちょっと。

◆角谷敏男議員 これ事務局。

◆中西照典座長 事務、はい。どうぞ。

○中村英夫市議会事務局長 事務局は何も言っていません。協会が判断されたものです。

◆角谷敏男議員 それで、副議長がなんか、こっちがそういうような返事したみたいに前回の初めにあったものだから、そうじゃなかったのかなあ。

◆下村佳弘副座長 150 台というのは、こちらから、この代表者会で話し合っ、対案のたたき台として伝えたものだというふうに理解しています。それで、それを基にして、協会の方が判断、150 台を判断されたんだと。半地下駐車場で 150 台というのがあったと、それは皆さんが合意して出されたものだというふうに思っています。

◆角谷敏男議員 向こうの現地調査で判断されたということですか。分かりました。それで、今座長が発言を求めた点についてですけども、私は契約、事務局が契約したとか、議長が任せたとかいうことなんだけど、これだけやっぱり紛糾してきてるわけで、やはりこの全会一致に基づいて、やっぱり代表者会開いて、その契約前に出す資料、それから契約する中身、調査事項、そういうものをやっぱり設けるべきじゃなかったかなと思うんです。その辺、ちょっと議長から一言、どう思っておられるか、一言私はほしいなと思っておるもので、それが 1 点と。それから、今後の議論としては、上田議員からもちょっと出ておった、成果品が正当なものであるかどうかを横に置いたとしても、横に置いたとしても、そうであるなら、なおさらやっぱり一応この出した構造物、概要、そういうもので議論をスタートさせるという点です。それで、考え方を聞いてほしいっていう意味は、上田さんの、これは山本先生のことなのかと思っていらっしゃるんですけども、それも合意できればその方がいいかもしれません。それで、それができなければどうするのかと、ちょっと思いがよぎりますけど、一応私の考えは以上です。とりあえず議長のこれまでの対応について一言、発言してほしいなと思います。

◆中西照典座長 角谷議員の言われたことは、今まで幾度も話をしていることですので、それについて、今もう一度と、今まで話した中で僕はすべて話していると思いますので、ここでさらに話すという気はありませんけど、今まで幾重も話してきたと思っております。

◆角谷敏男議員 じゃあ、この前申し入れしたときに、この運営について申し入れをしたときに、全会一致を旨にと、幾つか 3 点ほど申し入れをさせてもらったんですけど、13 人で。だから、その前でしたか、批判は甘んじて受けますよという言葉も過去ありましたから、そういうふうな意味として受け止めればいいわけですね。

◆中西照典座長 今まで申してきたとおりであります。それと、今こうお話。ちょっと副議長の意見を。はい。

◆下村佳弘副座長 この進め方については、やはり今まで、上田さんの方から、先ほど山本浩三さんの話も出ました。けども、やっぱり山本浩三さん呼ぶにしても、責任がないわけですね。根拠も示されてないということで、私たちがその話を聞いても市民に説明できるわけがないし、公の検証ができていないものならともかくとして、一個人の建築家ということで、これを対案として採用するために、資料にするということはなかなか難しいんじゃないかと。その考え方と言うか、資料についてはつけて出してあるということで、必要があれば考え方を山本浩三さんに聞くということで、必要はなかったということで、話を聞いてやるという必要はないというふうに思いますし、それをまして言われるなら、上田会長の方から私たちが出した提案だとい

うことがありますので、根拠のある、今までなかった根拠のある説明というものをさせていただいたらいいんじゃないかというふうに思います。

◆中西照典座長　じゃあ、今の意見に。はい。

◆上田孝春議員　私は、根拠のないとかそういったもので、私は私なりに説明できますよ、しますよ。だけど、説明しても専門家じゃないということでしょう。だから、専門家できちっと、山本浩三さんって、だいたい建築家を知っておられます。知らんでしょうが。知らんようなかたちでそういったことを。正直言って私も、この資料の建築協会から出てきた案件に対して、いろんな意見はありますよ。あるけど、あえてその問題は触れませんが、私に言わせれば、それなりの問題点はしっかりありますよ。ですから、さっき言ったでしょう、今まで検討会でずっと検討してきて、対案はこれで、なら、これを基本にいこうというかたちで確認してきたでしょう。なぜここになってから、それもそっちにおいて、新案だけ、あえて言えば、新たに出てきたものを対案ということ自体が、私は納得いかんということなんですよ。

◆中西照典座長　上田議員。上田議員が言われたことを、対案と言うか、それが現実可能かどうかを見ていただいて、それで返ってきたわけです。これをまたどうするかというのはこれからですから、いきなりそれが全体のあれにはならんわけです。それで、僕はちょっと、それじゃあ、上杉議員。

◆上杉栄一議員　山本浩三事務所、山本先生を呼んで説明をという話が、今上田議員さんの方からあったんだけど、山本事務所と言えども、これ、一民間の建築設計事務所という格好になるわけでして、じゃ、そこから出た数字が確かなものかどうかということは、積上げた数字であるならば、要するに、今、委託に出したのが1枚もののペーパーで平米単価何ぼっていう格好になっておるわね。それがしっかりとしたこの建築、この度の協会のように積上げた数字で、ものが言えるっていうことであるならば、来ていただいて、しっかり説明してもらえればいいと思います。ただ、それが、例えば、理念であったり、そういう考え方っていうことであるならば、それは来ていただく必要はないんじゃないかなというふうに思います。だから、具体的に積上げた数字がどうなんだという、この間も言ったんだけど、何遍も言うんだけど、半地下の駐車場で2,500㎡で150台は入れるというような、そういう計画を出しておられるわけだから、じゃ、具体的に、じゃ、それをどういったかたちでこれが実現可能なのかっていうことも私も聞いてみたい。聞いてみたいし、うん。だから、ただ、日程的に非常にこのタイトな中で、それが可能かどうかっていうことも1つ問題はある。そう思います。

◆中西照典座長　じゃ、上田さんに、ちょっと上田さんに振られたから、じゃ、上田さん、はい。

◆上田孝春議員　すいません。だから、そういったことも含めて、それは分かりませんよ、この限られた期間の中で東京から帰って来て説明してくれって、それはできるかできんか分かりません。だけど、できるだけ努力をして、もしか15日でもこちらに来て、その考え方、基本的な考え方等そういったものを。やっぱり山本さん自身も実績に基づいた、実績に基づいた可能なやっぱり考え方で示しておりますから、そのことをちゃんと聞いていただきたいというふうに思います。

◆中西照典座長　はい、じゃ、上杉議員。

◆上杉栄一議員 私は考え方ということではなくして、具体的にこの数字が積上げた数字で出ているかという話なんですわ。それがやっぱり我々は市民に説明責任、説明ができる数字でなければならないということなんです。ですから、山本浩三事務所がこの度出した対案を、たたき台をしっかり積上げたかたちで、これがこういうかたちで20億ですということであるならば、出てきていただいて説明していただきたいということです。理念とか、そういう考え方で出てきていただくんだったら、これは上田議員の方から説明していただくんで、これで十分だと私は思います。

◆中西照典座長 ちょっと高見議員。

◆高見則夫議員 上田会長の方の言い分を全部否定するわけではないですよ。ここに、現在に至るまでは、今のような議論を何回か聞いた。とするならば、我々はこの対案を出してもらって、皆が合意したのは、上田さんが出した案を皆が合意したんですよ。だから、出そうというわけになったわけだ。それで、その中をさらに分析、山本さんの話が出たわけですから、ちょっと言いますと、山本さんの論拠というものが県庁はそうしておると。さらには静岡の裾野がそうしているんじゃないかと、だから、鳥取にできんわけじゃないというふうな言動はあると思います。だから、そういうことでは、私はちょっとどうかなと思っておりますけども、問題は我々が今ここで、この場所で、業務をしながらこの建物を残しながらどうするかっていうところが問題ですから、だからこれ山本先生だけの理論ではいけない、皆で考えればいいことではないですか。だから、上田さんが考えて、この点はこう、この点はこういうふうに、我々にむしろ、提案したらどうですか、そういうふうに思っていますから、提案してください、今。それで、前に行きましょう、それで。

◆中西照典座長 ちょっと上田さんも、待ってください。私が入りたいのは、金額は当然、金額というものは最終的には出るんだけど、まず、ちょっと今日入りたかったのは、まず、この構造とか概要ですね、概要がどうなのかということについては、これは皆さんで話し合っていたんじゃないかと。ですから、上田さんが冒頭出された建築工事費概算という中に、工事内容とか、それから注の1というところに出ております。あるいは、摘要にこういうものだと出ております。金額については、確かに平米がどうかこうかというのは、確かにそれぞれあるんでしょうけども、ここに1つのものを建てる、あるいは駐車場を作る、第3庁舎を作るときの考え方について、成果品ではこういう考え方にならんといけませんよということが出ていますので、それについて、上田さんが、いや、そうじゃない、あれはそう思うけども、こういうやり方があるからどうだろうとか、それから第3庁舎にしても平米数がこうだから、いや、そうでなしにこういうやり方もあるんだよ、ということで、我々は成果品を見て、1つの共通って言うか、そういう考えを持っていますから、いや、違うんだと、こういうやり方があるんだと。それについてはこうだぞということ、もしも言っていれば、この概要の辺が、ある程度固まっていくんじゃないかと。金額は、これはちょっと我々で積算できませんから、ただ、上田さんにその辺の考え方を沿いながらこの概要の辺はできるんじゃないかなと思って、私は今日の午後から提案をさせていただいたのはそういうことなんですけども。はい、上田議員。

◆上田孝春議員 そこにはまだまだ、入れないということを申し上げておきたいと思います。それで、私は、先ほどからいろいろと出てきたものが専門家がたたいてきたものだから、これはもう正解だというふうな判断をしておりますから、皆さん。いやいや、それで、それなりに皆そういった金額、金額にしてもそれが私は全く適当じゃないという。特に、私は新案、上がってきたもの、成果品に対して、ああだこうだ言うまいというふうに思っておったけど、言わざるを得んからあえて何点か申し上げますけど、ここの本庁舎の免震でも、普通、耐震対策をしないといけんと思ったら補強でいくか、免震でいくかという議論が先だと思います。金額は安く上げたいということになれば、景観的な問題があったりなんかしても我慢をして、耐震補強ですというのが、ごく一般的ですよ。

そういった関係で、裁判所だろうと、今まで学校の耐震補強、これ皆、耐震補強できていますよ。いや、それからじゃない。それで、ここで免震というかたちを出しているでしょう。上がってきたものは、免震と補強でしょうがな、こんなことはあり得んですよ、正直言って。こんなことは本当に全く専門家が出す案ではない。特にあえて言おうと思えば、鳥取県の設計事務所協会、それから委託をしたところ、全く免震設計をした実績のない協会ですよ。これが出したものを、はい、はい、そうですかっていうかたちで、私は理解できない。ちょっと静かにしておいてもらわんといけんで。

◆上杉栄一議員 いいですか。

◆中西照典座長 はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 そういまさら言ってもらっても、これは議会で、全会一致で協会の方にということでして、それは今、それこそ上田議員の方から理解ができないということは、これは私の方が理解できない。うん。

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。ちょっともう1回、上田議員、はい。

◆上田孝春議員 だから、上がってきたものに対して、それを評価できないということなんですよ。

◆中西照典座長 はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 さっき出来たもの、上がってきた成果品を、私はこれを全くこれが正解だとは思っておりません。これを進めようとは思っていない。ただ、積上げた数字は、これはこの間も検討会でも言ったように、この対案の中で出ている数字の中で、市民に説明できる数字っていうのは、この数字しか今ないわけですね。ですから、いや、いや、それは、山本先生から出した数字というのは1枚もののそれこそペーパーで出ている数字しかないわけなんでしょう。だから、要するに掴みの数字なんです。だから、本当にそうなのかっていうことになると、これは我々もペーパーの1枚もので説明はできない。だから、さっき言われたように、積上げた数字があるんであるならば、山本先生に来ていただいて、しっかり説明してもらえばいいと思いますよ。ただ、そういった積上げた数字がないままに、平米単価何ぼです、県庁が何をやってる、他の方がどうだから出来るというような話だったら来ていただかなくても、上田議員がしっかり説明する、それで済む問題だというふうに思っておりますし、それから理念であったり考え方っていうことについては、私は必要ないというふうに思っております。以上

です。

◆高見則夫議員 はい。

◆中西照典座長 はい、高見議員。

◆高見則夫議員 上田会長の理論も否定はしておらんわけですけども、今のように比較対象の問題で、そのかたに来てもらって説明すれば、30 何億のこの問題が解決するというものではないと思いますよ。最初に言ったように、何故ここに、どのような市民のために、業務もしながらどういう建物が出来るのかということが、今出ているのが成果品ですから、だから、要はその成果品にあわせて上田会長はどのような対案で思っておったかということを出してもらって、それで、我々がもう 1 回協議すればいいんじゃないかというふうに思っていますよ。12 月の 27 日の、私の視点という投稿で山本さんが言っておられますね、これは日本海新聞に出ていました。ここにもっておりますけども、今、説明しなくてもええと思いますけども、すべて、かなり改修する必要はないということは、たくさん出ていますね、その中に、文言の中に。だから、それは山本先生は山本先生の持論かしらん。しかしながら、ここでやる場合、さっきあったように、県庁では又は裾野では比較にならんものがあると思います。そこらを我々はどうかということを考えてながら議論するのが今の我々の立場ではないでしょうか。だから、そのためには上田議員も、今こういう問題点があるけど、どうしようじゃないか、提案してもらえばいいじゃないですか。それが私は今のこの議論の一番中心になることだと思いますよ。

◆中西照典座長 はい、田村議員。

◆田村繁巳議員 この県の事務所協会から出された成果品に対して、こういうかたちで認められんような発言をされると、元々これは第 3 者公正公平な面で、どこに出すのかという議論のスタートから問われる問題だろうと思っていますんで、このように結果がこういう結果だったのという言い訳のようにしか思えないわけですね、是非、ちょっとその辺は認識をもう一度やっぱりこの成果品に対しては公正公平な観点で調査されたものだというお気持ちがあるのかなのか、ないからそういう発言なんでしょうけど、私はそれは本来、全会一致という中で、決めた方向性ですので、ここまで崩すような発言というのは、ちょっと考えられないです。

◆中西照典座長 はい、上田議員。

◆上田孝春議員 田村議員、私は、これが、設計事務所協会に委託されるまでは話が合ったんです。それを良としてきたんですよ。ですけれども、上がってきたものがまったく、上がってきたものがまったく、何回も言いますけども、上がってきたものが今まで検討委員会で議論して委託をしようという内容と全く違っているからこのことを行っているんですよ。

◆中西照典座長 この間の玉井先生に全協で語っていただいた文面があります。そこには、ちょっと読んでみますけども、これなんか、私共が第 3 案を作るための委員会ではございません。つまり第 2 号案に沿ってしていくんだと、その第 2 議案というのがどんなものかということ、現本庁舎の 6 階建て部分を免震工法で耐震改修をして、2 階部分については取り壊すんだというふうなこと、それから 6 階部分については、現状維持を基本として、それから設備、そういった排水、給排水について改修を施す。それから駐車場の一部に地上 4 階建てのこれはこれら新第 2 庁舎というふうな名前がつきますけども、報告書の中ではこの部分は、今の現第 2 庁舎が

ございますので、現状第3庁舎というかたちで、新築部分について読んでおります。この第2庁舎を建設する、新第2庁舎を建設する総面積は、3,650 m²、工法については、免震工法である、現本庁舎の方との渡り廊下で接続するんだということ、それから、最後は150台は収納するような半地下を設けて、半地下の駐車場を設けて、その上に広場を建設、そこまでいきますとこんなふうなものが、今、第2号案の概要であります。私共は、もうこれを、問題を探してあれこれ出来ない、これは出来ないとか、それから、この金額に入っていくとか、入っているだとか、高いだ、安いだということをセッティングしたわけでは全くございませんということであります。問題を探しているわけではなく、この第2号案、この場所を改修してこの建設、建物を使い続けていくためにはどうしたらいいんだろうかということ念頭に1ヶ月という非常に短い期間でしたが、作業を行ってきましたということを言っておられます。

ですから、この委員会としては、あくまでも上田さんが示されたものをたたき台として、金額というよりも考え方に沿って今回のことを出されているんだと私は思っていますんで、それはもう上田さんの手から離れたものになっていると私は思っていますが、上田さんはそう思っていないかもしれませんが、そういうことですので、そのものを、いや、そのものというのは、成果品を基にして少なくとも概要とか、金額に関しては何回も言いますけど、それぞれ考え方があるんです。概要とかを詰めていったらどうだろうかというのが私の提案です。金額については、それぞれ平米単価とかいろいろなことがありますんで、なかなか難しいんですけども、少なくとも、どういうものがここにできるんだろうかということ、返ってきたレポートをやっぱりそれぞれ見ながら、やって、それで、上田さんがそうでないと言われれば、いや、そうなんだ、説明を受ければ、そういうのもあるのかということにもなるんでしょうけども、そういう話し合いに持っていきたいと私は思うんですけども、どうですかね。

◆中西照典座長 はい、高見議員。

◆高見則夫議員 今座長が説明したように、いわゆる向こうから受けた、又は向こうとのやりとりについては説明があったわけ。そういう中身に触れておる内容になっているわけです。ついては、先ほど上田会長の方からは、私が考えたものになっておらんというのが論点になっておるわけですからね、そこらをどう整合するかということについては、やっぱり中身の論点になってくるじゃないですか、だから、やっぱり中身にやっぱり触れていくべきだと思いますよ、座長。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 中身になってないというけど、いや、私、私がどうの、こうのじゃない、議会で議論、さっき座長が言ったように、一旦、提案したけれども、今議会のものとして対案を議論というか、ここの問題、議論してきたでしょう、その契約内容には縷々話は出ましたが、確かに合っところもあるんです。合っところもあるけども、ここの設備の問題なんです、現本庁舎の6階部分については、現状維持を基本として、設備というかたちで業務内容が書いてあるでしょう、業務内容に設備と書いて（空調・給排水）というかたちで、ここまで本庁舎を改修しようという話は合意出来ていたんです、みんなが。そういった確認、議論してきたでしょう。これは、この前の会にも言ったけども、資料請求あったと、資料請求あって、

結局局長が資料請求あってその資料請求を市の執行部に頼んで、相手方に出したっていったでしょう、出した、提供したと、その時に、何故他の資料を出したんですか。ここに書いてある以外のものを出しているでしょうがなあ、あなたはこの契約の業務内容を見て、必要な書類か資料かどんなか、確認をして出したんかな、確認を契約書に基づいて確認をして出したなら、設備の空調、給排水の資料だけを出せばいいんでしょうがな、それを何故さまざまなものを全部出したんですか。それを基に、それを基に設計事務所協会は設計し直し出来るでしょう、ここにも大きな問題があるんですよ。

◆中西照典座長 いや、これは局長から言うべきかな。私が報告を受けたのは、とにかく一切合切のものを出しなさいと。向こうは、ですから途中、向こうから言われた、何か隠しているもんがあらへんかというようなこともあったわけです。いや、実際に向こうの協会からありました。それも聞きました。ですから、私としても向こうが要求されるものについては、資料は判断のために必要なので出すべきだともしゃべったりしましたし、事務局もそれに従ったものだと私は思っておりますけど。ちょっと、局長。

○中村英夫市議会事務局長 はい。そのとおりです。

◆上田孝春議員 いいか。

◆中西照典座長 はい、上田議員。

◆上田孝春議員 いやいや、それが原因。それが正解だと思っているの。

◆中西照典座長 局長、はい。

○中村英夫市議会事務局長 はい。正解だと思っています。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 その契約の業務内容に要らない資料じゃないか。その判断が、したのかしてないのか。

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。局長。

◆上田孝春議員 この約款にもちゃんときちっと個人情報の収集って、前回も言ったでしょう。ちゃんとあるんだよ。収集の制限という1つの中で、契約書に基づいて必要な資料はちゃんと出さないとだめですよ。必要以外の資料を出す必要はないですよ。そこから、結局契約の中身が全く頭の中に入っていないってことなんですよ。

◆中西照典座長 はい、次長。

○田中利明市議会事務局次長 私達は協会から要請があった資料は、この調査に必要なものだという判断で執行部に依頼して、必要なものを出していただいて、それを協会の方に提供申し上げたということでございます。

◆中西照典座長 はい、上田議員。

◆上田孝春議員 だから、そこに、契約書に謳ってある必要でない書類まで出したっていうことなんです。その辺の認識が全く事務局にできてないということが問題なんですよ、これが。

◆中西照典座長 ちょっと待って。ちょっと上田さんに聞きたいのは、出さなくてもいい書類、例えば何だって言うんですか。ちょっと、はい。

◆上田孝春議員 例えば、ここに書いてあるのは設備、空調、書いてあるんですよ。それ以外に

電気だとか、いろんなものを出しているでしょう、いろんな情報を。そういったことが出されているからこういった、また、変わった対案になってきているじゃない。

◆中西照典座長　じゃ、はい、次長。

○田中利明市議会事務局次長　当然、資料請求で、この建物の設計とか、電気、設備、給排水等々の設備関係の図面の請求はありましたので、それは当然出すべきものだと思って出しました。はい。

◆中西照典座長　じゃあ、じゃあ、はい、はい。

◆上田孝春議員　ここの業務内容のところにきっちり書いてあるでしょう。ねえ。設備、いろんな改修をしないといけんということは、後ろの方でいろいろとごちゃごちゃしゃべっているけど、我々が付けた中では、いろんな改修もしないといけんかも分かんけれども、最低限度、最低限度、設備、空調、給排水のみを改修しようというかたちで合意ができていたんじゃない。

◆中西照典座長　じゃ、副議長。

◆下村佳弘副座長　空調、水回りを変えるっていうのはありました。だけど、配管がどこに通つとるか分かん、何がどこに通つとるか分かんような状態でして、これを切断はできんと。これがいいだ悪いだということは言えんというふうに思いますしね。第一事務局がどうのこうのと言うのは、これ内輪の話であって、責任がどうだとか、今、する話じゃないと。これは内輪で話をすればいいというふうに思います。それから、結さんの作った案を原案として、これを対案にして、議会としての対案として、それで、全員合意で発注したということ。それで、回答が20億から37億になったということで、かなり違いますよね。だから、他の方から考え方でも何でもいいから検証してみいというような話だろうと思うんですけど、それはやっぱり違うと思うんですよね。こういう話をしている限りは、やっぱり市民のためにならんと思います。もうちょっと前向きな話をして、堂々巡りにならんような話をした方がいいと思いますよ。

◆中西照典座長　はい、上田議員。

◆上田孝春議員　堂々巡りばかりしようと思っておらんです。だから、問題点をはっきりさせないと、前に進めんと言っているでしょうが。だから、さっき言ったように、普通の資料を出せばいいんですよ。概算がどこに入つとるか分かんというような図面を出せばいいですよ。何もそれ出すなと言っていないでしょう。普通の資料を出せばいいんですよ。

◆中西照典座長　はい、高見議員。

◆高見則夫議員　上田さん、上田会長に言うのも分かりました。分かりましたけど、何で上田会長は出さんでもいい資料をどうして知っているんですか、どんな資料がでたかということ。我々は何も知らんですよ。でも、その辺はどのようにしてあなたは知っておられたんですか。

◆上田孝春議員　どういったものが出てきたか分かん。

◆高見則夫議員　分からんでしょう。

◆上田孝春議員　分からんことはない、この出てきたものを見ればみんな分かるでしょうがな。分からんようなことで議論していたってだめですよ。いや、いや、この上がってきたものは、どういったものが出ているか分かん、資料が出とる。資料が出とるからこういったものが上がっているんでしょうが。その辺の判断がつかんのですか。

◆中西照典座長 はい、高見議員。

◆高見則夫議員 判断付かんって、この資料見たら分かりますよ、それは。こういう問題があったなあというのは分かるで。この資料を提供したっていうことはあなた知っているんですか。

◆上田孝春議員 分かるがな、この紙みると。

◆中西照典座長 他のかた、他のかた、はい、田村議員。

◆田村繁巳議員 はい。先ほど、業務内容について言われたわけですが、この業務内容の中には現地の状況をよく理解、確認した上でというような1項目あります。また、他にも、事業実施に当たっては周辺への影響や考えられる課題点・問題点を整理しと、やはりそういうことを考えるならば、その資料提供っていうのは、問題点・課題点、そしてこの現地をよく理解していただく上においては、必要なものだと思っております。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 設備、配管という最小限の改修をするということで、それに出す資料がどこまでいるのかっていうことについては、これ我々、具体的な話は分かりません。向こうに前田さんがおられるから、一般的に言うと、設備等の改修をするために、いる資料って何があるの。それをちょっと教えてください。

◆中西照典座長 じゃあ、はい、お答えください。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。前田でございます。そうですね、例えばこの建物を免震改修するときには、まず第一にどこに配管が通っているかということを調べなくてはなりません。なぜかと言うと、免震装置を取り付けることによって、配管自体の免震繋ぎでしたりとか、それから、電気配線にしてもそうです。そういうことで、もちろん周囲の配管については全て。それから建物についてもやはりそういう配線、配管についてはあるものは極力見させていただくということは当然であろうと思います。以上です。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 それは、要するに免震改修するという前提の中で、そういった資料がいるということですね。だから、改修で、配管であったり、そういったものについてはそれはそれだろうけれども、他の資料っていうのは、それ用でなくして、要するに免震改修について、その電気配線であったり、そういったものが、これは必要だということですね。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい、そうです。

◆上杉栄一議員 分かりました。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 それは、そういうふうなかたちで、それどうこう言おうと思わん。それによって、それによって、新たなものが、この業務委託と、以外なものが上がってきているでしょうがな。そこに問題があるんですよ。これは設備とか、空調とかそういったものだけの積算に必要な資料ならいいよ。ですけれども、それ以外に、いろんなものがこの計算の中に上がってきている。ここに問題があるんですよ。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 まさにそのことを言われるのであるならば、この検討会の中でエレベーターの

改修が必要か、必要でないか、そういったものをここで検討されて、元のように必要最小限であるならば必要最小限で、ここで確認すればいい話です。協会は余計なお世話で、エレベーターの改修期限がきておるんで、それも挙げたとか、そんな話になっているんだけど、それは、ここの検討会で、それでできた成果品を検討して、じゃ、エレベーターは改修してからでもいいじゃないですかという話でもいいわけです。だから、ここで、今の話をそれこそ、できた成果品がだめだから、議論に入れんというのは、私はそれこそ引き延ばしっていうか、本当にさっきも言ったように、住民投票をやる気があるのかなというふうにしか思わざるを得ん。

◆中西照典座長 はい、高見議員。

◆高見則夫議員 はい。資料提供の話が、今論点になっておるんだけど、資料提供したっていうことについては、当然座長等も副座長も協議しながら、そのような指示しておると我々思っておりますんで、だから、その辺はやっぱりお互いに共通理解しておかなければ、自分の意に沿わんということでは、ちょっとやっぱりこの問題はあれだと思います。しかし、もう既に内容に触れておるわけですから、内容に触れた段階でそういう議論を出していくべきだというふうに思いますよ。ですから、もう少し一歩進んでいったらどうでしょうか。

◆中西照典座長 角谷さん、さっき手を挙げられたけど、いい。はい、じゃ、角谷議員。

◆角谷敏男議員 この扱いについて、今議論しておるんだけど、ちょっとさっき上田さんが提案された山本先生の扱いをどうするのか、それからこの出てきた成果物を検討会としてどう扱うのか、その辺の大筋を決めんといけんじゃないかなと思うし、それから、座長、前に進めんといけんことはもう確かなんだけど、進めるにあたって、このたたき台のことについて言われるんだけど、金額が載せられんのか、載せられるのかということも大きな問題になってきたなと私は思っておるもんだから、その辺で少しちょっと整理をして、山本先生に聞く時間が取れるのか、こっち側も取れるのかということで、取ってもいいって言うのと、他の意見もあるようですけども、それで、前に進めるということなのか。それから、さっき言ったこのたたき台の金額を入れる、入れんっていう問題についてしていかんといけんじゃないかと。本当にこれ金額が入れられるのかなと。山本先生の話聞いた上で、じゃ、どうしようかって言ったときに、また意見が分かれる可能性もあるんですわ、実際ね。

だから、山本先生が本当に、今、15日という話が上田議員からあったから、そのぐらいで時間が取れば、それは限定つき、上杉さんは限定つきなんだけど、ただ、その後、評価をめぐっていろいろ金額の問題が出てくると思うんですよ。元々それは、去年の秋に提案があって、それを議会の検討の案にしたわけだけでも、こういう今回出てきたのは、私はまだ、認めてはないけども、若干、結構あっちこっちと変わった考え方になっているから、金額そのままどうのこうのっていうことは議論できん、しにくくなっておるんですわ、実際問題。というのは、それはまたここで議論すればいいって言ってんだけど、私も前回も言いましたけど、我々専門家を抱えていないから、もう積算ができないんですよ、公正公平っていう、田村さんが言うんだけど。本当に公正公平にやってくれたら、こっちが頼んだとおりのものをやってくれたら良かったんだけど、それができてないから、できてないからこういうふうに紛糾しておるんですわ。だから、金額や数字の問題をどう扱うかっていうのは、やっぱり少し議論しておく

べきだと僕は思います。その上で、山本先生にも聞いてみようということであれば、僕は聞いても構わんと思ってんだけど、ただ、その後の評価をめぐってどうなるかはまた、意見が分かれるようだったらそれでやるというようだったら、それで議論をすればいいと思っています。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 さっき私も申し上げたように、山本先生をここに来ていただいて、説明していただくということは、数字の積上げた数字の、そういった根拠がなければ、ただ単に県庁がどうだ、よそがどうだっていうような話だったら、来ていただかなくても結構だということです。それで、積上げた数字の中で説明していただけるのであるならば、来ていただいて話をする。それからもう1点、金額の問題ですけれども、これは角谷議員もその話をしたけど、実はそのことを思っております。これは、じゃ、前はそういう20億と37億の間のどの辺で折り合うかなというような、ちょっとおぼろげなことを言ったんだけど、まずこれは無理な話で、ですから、最終的にはもう基本的な考え方っていうか、出す中で、もう金額は入れないというようなこともひょっとしたら考えざるを得んのかなと、そうしないと、これ、どうも行き着くもので行っても全会一致ではなかなか難しい問題ではないかなというふうに思っております。

20億の議論を聞いて、山本先生が聞いて、ああそうだなというふうに思うのかどうなのか、それで、じゃ、20億でいきましょうという話には、これもなかなか難しい問題があるわけでして、このあたりは、私も非常にこの最終的に合意する中で、この金額ということについては、それこそなかなか、ある程度幅を持たせるとか、あるいは全く金額を入れないというような格好になるのか、そのあたりのこともちょっと考えていかないといけんっていう気はしております。

◆中西照典座長 では、上田議員。

◆上田孝春議員 さっきまた今日ここにおられるかたに誤解を招いてはいけませんから、高見さんが発言した件で、私がああだ、こうだと言うと、自分の意に沿わんから、自分の意に沿わんからこういつて引き延ばしのようなかたちでやっておるというふうな意味合いで言いましたけど、私はそんな思いは全くない。私は今までずっと検討会で議論をしてきた経過を踏まえて、契約に立って契約にどこに不備があつてこういった問題になってきておるかということを言っておるだけのことであつて、そういったものをきちっと整理すれば、話はずっと行きますよ。それをあえて私がこう言えば自分の意に沿わんからというふうな発言は、一切取り消してもらわないといけんし、いや、これから先もそんな考え方でこの会議を聞いてもらったり、議論してもらったら困りますよ。このことだけ、申し上げておきたいと思います。

◆高見則夫議員 はい。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 はい。ご忠告ありがとうございます。私は上田対案については、何回も言うように、皆がお互いに合意を得てきたわけですよ、ここまで。それが、今、山本先生という話が出てきてこれの話を聞かなきゃ前に進まんということについては、意に沿っておらんということとは言えませんか、我々が話を聞いたこととちょっと違うんじゃないかという我々も同じように理解すればいいんですか。だったら、我々第3者機関に出したわけですよ、合意で。だった

ら、第3者機関に、まず、協会にそのような論点を聞く、そのような、何て言うんのか、A対Bの案について聞く、そこで比較論をするというところから入らんといいんじゃないですか。ただ、山本先生を連れてきてここで話を聞けば、物事が済むっていう話じゃないと思いますよ。我々の今まで歩んできた、いわゆる第3者機関に提案をしたという事実を慎重にこれは我々は尊重し、十分議会として責任を持たないといけないと思いますよ。以上。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 対案に対して全く、対案の示したものと数字とが全く根拠がないし、いい加減なもので信用できんというふうに言われるからですよ。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 さっきの対案の話でもういっぺん元に戻りますけれども、上田議員に聞くんだけど、この山本浩三事務所の数字はいい加減なものでないって前も言われた。この積上げた数字があるわけですね。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 それはね、こちらが委託をしてきちっとしたもんでもないし、金を出してこれを積算してこうというふうな考え方でしたものじゃないというのも事実ですよ、これは。ですけども、やはり幅広いいろんな実績経験を基にして、やっぱり考え方をしてこのくらいでできますよというかたちで出しておるんですから、これはあくまで概算ですよ。

◆中西照典座長 はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 私はさっき言ったように、少なくとも協会が出した数字っていうのは積上げて出た数字です。これが高いとか、低い、の問題もあるし、内容についてもいろいろ異論があるというふうに思っておりますけれども、今、上田さんから出た元の対案について、さっき積上げた数字はないけれども、確実な数字だっていうのは、これ、にわかに信じがたい話でして、この話は。ですから、積上げた数字でここに来て、この山本事務所の方からしっかりと説明ができるのであるならば、ここに招聘してお話を聞くことについてはやぶさかではないけれども、さっき委託されたものでもないし、それこそ積上げてないという話で、その話の中で出た数字だからこそ、県の協会にこの数字について、それこそ精査、あるいは調査してくれということになったわけです。ですから、山本事務所の方でそういった積上げた根拠がある数字であるものであるならば、ここに来ていただいておりますという話は、それはやぶさかではないということですね。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 こちらのB案は概算でこれだけのものをすればこうだという1つの概算の数字ですよ。A案にしてもしかりじゃないかな。概算じゃない、概算でしょうが、あれも。74億という概算できちっとした数字でしか出ていないでしょうがな。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 A案については、我々は見えておりませんけども、これ、ちょっと事務局の方にちょっと聞いてみたい、どの程度出ているもんか、具体的な積み上げは。

◆中西照典座長 説明できますか。

◆上杉栄一議員 それで、もしあれだったら資料出してください。

◆中西照典座長 はい、どうぞ。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。前田です。この基本計画書、ちょっと私の方、古いかも分かりませんが、38 ページに書いてございますけれども、近年の同類規模事例を参考にして、その平均値として30万7,000円を出したということになっております。参考にした庁舎は金額を申し上げますと、岩国市が32万5,593円でした。西尾市庁舎が30万7,597円でした。青梅市庁舎が30万1,998円でした。刈谷市が29万2,948円、福島市庁舎30万9,780円というのを参考にして平均を出して30万7,000円というものを出したということでございます。以上です。

◆中西照典座長 上田議員、はい。

◆上田孝春議員 だから、それにしたってね、事例でしょう、皆。事例でして、ここの建物こうだとかたちでの計算でしょうがな。我々にしたもんだって一緒ですよ、皆。その考えですよ。概算はあくまでそうですよ。そこまで踏み入ったものじゃないわけですからね、だから、あちらの新築移転の規模の概算にしても、何処どこの建物はこうだとかたちで、我々にしたって言ったって、そういったそれくらいなデータに基づいてちゃんと出していますよ。概算は一緒ですよ。

◆中西照典座長 はい、高見議員。

◆高見則夫議員 先ほどの上田会長の提案に若干ちょっと疑問を持っております。それはなぜかと言いますと、山本さんも確かなものを1つの根拠と呼ぶことはやぶさかでないということがあったわけですけどね、でもね、そこに行くまでに我々は議論を積んできているはずなんです。それで、今、他の例の説明を受けましたよ。だから、今いろんな例がある。どこが、何を根拠にするかっていうふうになるとね、やはりこれはやっぱり信じるのは我々が第3者機関に出した協会を信じていくと、現段階ではね、これ大事なことですよ。だから、これをやっぱりいろいろと、どうでしょうか、定義づけるためにあちこちあれするっていうことについては、どうかなというように思いますので、その辺をちょっとお聞きします。

◆中西照典座長 どうぞ、上杉議員。

◆上杉栄一議員 はい。概算ということでありましたし、山本浩三事務所から出た数字もあくまで概算だということであるならば、来ていただいて説明する必要はないんじゃないかなというふうに思います。

◆中西照典座長 ちょっと今、金額、これは非常に重要な問題だし、やっぱり金額でここまで紛糾しているんだと私は思います。しかしながら、先ほどから言うように、その金額は当然ついて回るんだし、今ここの本庁舎の改修、それから一部増築というところで示された案を、具体的に市民にお示しする上で、少なくとも上田議員から1つの案を出していただいて、その案がどうなんだろうかという、現実可能だろうかということで返ってきたわけです。ですから、少なくとも概要は、ここで皆さんが1つ返ってきたもんもあるし、先ほどから言っている概要はだいたいこんなもんだよと、金額はちょっといろいろ考え方があからなかなか入りにくいけれども、その辺のところを市民のかたにだいたいこんなかたちになるんだなということを、ここで議論していただきたいというのが、私の願いでありますし、少なくとも、それは当然金額

にひつつくわけですけども、上杉議員、角谷議員も言われるように、金額となるとここでこの委員会で積算できるものもいませんし、それを正しいかどうかっていうことは言えません。しかしながら、概要だけはやはりどんなものなんだろうということ、その辺のところの議論に、私は進んでいただきたいと思うんですけど、この提案はどうですか。田村議員。

◆**田村繁巳議員** 今回の概要とその成果品との違いの中で、大きく違うのは3ヶ所かなと思ってはいるんですけど、今この成果品が出た中で、上田会長の方がこの第3庁舎の分をどのように、この4階から5階というかたちが出ましたけど、どのように理解しているのか、また150台の駐車場っていうのも、現実には今の面積では厳しいということ。それと、エネルギー棟がどうしても必要じゃないかなというように、私も感じているわけですけど、このあたりのこの元々のこの概要の部分と大きく違うところなんですけど、この辺をどう理解されているのかというのを、ちょっとお聞きしたいんですけど。

◆**中西照典座長** よろしいですか。はい。

◆**上田孝春議員** 田村さんの方から、私に聞きたいということですが、私は、もう増築部分が4階が5階になったという1つの、でね、これは面積の関係だから、3,650我々は必要だと。こちらの2階建て部分の900㎡のあそこ切り離すという中で、900㎡とそれから第2庁舎、第2庁舎はこれは耐震対策してもだめじゃないかという考え方の中であの部分を増築しようじゃないかというかたちで、あそこの2,250㎡というものを出して、さらに防災とか、そういったときに会議をする部屋がそういったスペースがないということの中で、やはりそれも大きな問題ではないかという考え方の中で、そういったスペース500㎡をつけて3,650㎡というかたちにしているんですからね、それが4階が5階になるということは、全体の3,650が確保できればその辺は変更、議論は尽くせばいいと思う、それは。

ですけれども、さっき言ったように、今まで議論した経過の中で、こちらの本体の分ですわ、本体の分のあれはやはり最小限度の改修だというかたちで設備は空調、給排水、やはりこれをきっちと今のところやればというかたちでやってきているから、それが大きく逸脱するようなことがあればこれは私はだめだというふうに思っていますよ。そういった考え方ですよ。

◆**中西照典座長** ちょっと今、ちょっとこの報告書のまとめっていうところを見ていまして、今上田さんが言われたように、ここには老朽化したトイレ機能、給排水管の改修及びバリアフリー化は今回の改修工事に含まない。全てのトイレ部分の建築工事及び設備工事の改修は、改修すれば3、4千万かかると思われるけども、この中には含まないというふうに、だから、現状維持のようなことで読めるように書いてあるんですけど、そのあたりは、今のお話で言うと、どうなりますかね。

◆**上田孝春議員** 挙がってきたものが、そういった今まで議論してきたものの内容と契約書との違いがあると。それで、今さっき田村さんに答えたのは、やはりこっちの改修は空調と給排水だけだというかたちで、我々言っているわけですから、やはりそれ以外のものが入っているようなことでは私は理解できません。

◆**中西照典座長** ちょっと、まとめを見ると、そのこれらと結局はあくまでエアコンのところと、そういうことについての空調とか、そういうことしか書いていないようなんだけど、ちょっと

私の読み方が違うのか、それから第3庁舎も、まとめは都市計画道路、斜線制限ですね、免震装置の稼働のための空地及び採光などを鑑み、敷地境界からの建設可能な建物の大きさを計画した結果、第2号案の4階建てから床面積を確保するために5階建てとしたと書いてありますけど、この辺のところはどうですか。僕はちょっとその辺が分かんないので、お願いします。

◆上田孝春議員　ですから、ここの議論に入るまでの問題だから、これは、今まで議論してきているのは。今までのものをずっと整理をして、整理をしてきちつとなれば、その辺の議論は入れるけど、そこにいくまでのあれがきちんとできてなければ、私は次に進めんと言って、今までも言ってきておるんですからね。整理をしてかからないとだめですよ。

◆田村繁巳議員　はい。

◆中西照典座長　田村議員。

◆田村繁巳議員　はい。先ほどから上田会長のお話を聞かせていただきました。今のお話聞いていると、やはりその辺のことが、今言われたようなことが議論できれば、この議長が言われているような概要の部分はしっかり議論できるなと思います。調整できる話で、ぜひ、調整して入っていただきたいなと。そこで、別に議論がかち合わないというようなことでもないと思っています。ただ、お金の部分においては、確かにちょっと横に置いとく話ですけども。

◆中西照典座長　高見議員。

◆高見則夫議員　別に上田さんの議論が悪いとかいいとかの問題でなしに、実は、今おっしゃったように、上田対案について、対案というか、我々議会の対案については、上田さんのいろんな議論の中でやっているわけですから、上田さんの方は、山本さんのいろんな議論を出典にしておられるというふうに思っておるわけですね。その1つは、仮庁舎を建てる必要ない、移転工場の必要ない、設備も全部行いう必要がないということが主なことであって、これで、3分の1ですむんだということで、20億の提案になっておると思いますよ。それで、今回出てきたのは約2分の1、半分、その当時は3分の1と言われていたわけです。だいたいこのようなストーリーは、先ほど言いましたような12月の27日の新聞に出ております。このストーリーはそのまま。だから、これは多分上田さんもこれを引用されたというふうに思います。だから、これは正しいとか、正しくないとかの問題でなしに、何べんも言いますが、議論の中に入るために、これとさらには我々が3者に出したあれと、どう比較対照するかということを取捨選択することが、今これからの課題ではないですか。

◆上杉栄一議員　議長。

◆中西照典座長　はい、じゃ、上杉議員。

◆上杉栄一議員　上田さんの言っている、整理をしなければ議論に入れないとおっしゃっているんだけど。私はちょっとよく分からないけど、何をどういうかたちで整理をしたら議論に入るんですか。

◆中西照典座長　上田議員。

◆上田孝春議員　契約の問題は、さっき言ったように法律上の問題があるから、それはそれでいいというかたちで。ですから、私はこの上がってきたものは、この前も言ったけれども、参考の参考程度ですという考え方で。だから、認められないと。成果物として、正式なもの

しては認められないということは先回も言っておるし、そういったことを申し上げている。それと、私は何か、今、この設計事務所協会から出てきたものが、対案のようなかたちで、今、皆、認識しているようにしか私は思えんが。そこで、そこで、私が申し上げたいのは、今まで議会で議論してきた対案が1つはあるわけですね。これを基本として上がってきたものを参考にしながら議論していくんらしいけれども、この対案が全く飛んじやって、新たなものをというふうな考え方では、整理、そのような整理しないとだめだということです。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 私は、この出てきた成果品を、これを当初はたたき台という話だったんだけど、さっきの話で、これはもう参考の参考だということで、この検討会では、それはこの間確認してあえてこれは外しているわけですね、出てきたここの比較対照表も。ですから、私は、それはその他の、田村議員はどう思っておられるか知らんけれども、私はそれはそれでいいと思いますよ。だから、あくまで参考の中で、その中で当初の議会の案、それを議論する中で、参考と言われれば、参考の数字なり、参考のそういったやり方って言うかな、そのあたりを議論していけばいいじゃないかなと、こだわるものではありません。だから、決してこの出てきた成果品が、絶対これがそれこそたたき台というふうには、私は思っておりませんし、もうおそらく他の議員さんも、そういうふうには認識はしておりません。はい。

◆中西照典座長 副議長。

◆下村佳弘副座長 このたたき台の部分の評価は、いろいろあると思うんですね。だけど、それは、これを評価するか、せんかは別にして、この間の会議で取り除いた部分、これは対立している部分ですね。これを外して新たに話し合いましょうという話ですから、これはこれで進めてもいいと思いますし、進めるべきだと思いますね。

◆中西照典座長 はい、上田議員。

◆上田孝春議員 ですから、今、そういったことで言っておられるけど、その辺がきちっと確認ができてない。整理をしないといけんというのはそこなんです。だから、今まで検討会で議論してきた対案、これがやっぱり基本という1つの中で、どうやってそれに今まで上がってきたものをですよ、上がってきたものを、やっぱり僕は参考の参考にしかしないから、うん。それで、それで今までしてきたものがどうしたらできるかというかたちの議論をすると言うんなら、ここで皆に確認してくださいよ。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 私はそういうことで、だから、要するに、どちらをたたくかの話になるんだろうというふうに思いますわ。たたくって言ったら言葉が悪いけれども、当初の案からすれば、半地下の150台ができんということであるならば、じゃ、どうしようかということを検討しないといけんわけですね、これは。その分で、協会の方は立駐にしたと、立駐で150台確保したという格好になっているわけで、これが必ずしも私もこれがほんとにいいのかどうかというのは、大変疑問があります。そういうことであるならば、決して、この成果品を100%信用して、これでいこうという気持ちはないし、それは他の議員も、他の委員も多分そうだろうというふうに思っております。ですから、言われるように、議論に入るのであるならば、今ある当

初のとっている議会案、議会の対案について、それと、その参考の出てきた資料、それを参考にしながら検討していく。それで進めればいいじゃないかなと思うけど、いかがですか。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 そうだと思いますよ。ですから、我々は今出しているのが、いわゆる対案を出した。それについてはどうも対案の思うようになっておらんというのが議論ですから。ですから、その成果品との比較対照の中で、どういう点が問題なのかということを、これから問題精査をしていくというのが我々の役目じゃないでしょうかね。そういうふうに思いますから、これからやっぱりそういうものの中に入って行って、少しは前へ前へ進んで、それでなんぼ合意、合意と言いながら、そういう点は1人では合意にならんわけですから、皆の合意ということになると、やはり地域の皆さんがたがどのような点を提供すればいいのかということも真剣に考えていかんとね、我々個人の考えではいけんわけですから、皆でそういうことで考えましょう。

◆中西照典座長 はい、上田議員。

◆上田孝春議員 私は、そのB案をあれにしてかかって、たたき台と基本に入っていないといけんと、そこを整理しないといけんと1つ言ったけどね、ここにおる人の中でも、議員の中でも、この前出てきた、設計事務所協会から出てきたものが、先ほどから皆で言ったように、他の人も言っているように、もうこれが積み上げた、専門家が来て言ったものでね、確実なものだという認識をしておられる議員も多いし、市民の中でも、やはりそれが37億、何だ、こちらの対案だというふうに認識しておられる人が多いんですよ。ですから、今日マスコミがおられるけれども、その辺、はっきりと、対案じゃないという、だからその辺ははっきりと市民に知らしめていただきたいね。そういった方法をはっきりと、そういった対応をすることが第一。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 対案ということではなしに、やはり対案、成果品、両面あるわけですから、両面について

() 成果品はいけん。

◆高見則夫議員 いや。成果品ではなく、3者が、協会から出たもんがあるわけですから、そういうものを比較対照していこうということをお互いに、いけんと言ったって拠り所がないけんわけですから、検討できんわけですから、だから、その辺をお互いにここで確認し合っておこうではないかな。

◆中西照典座長 田村議員。

◆田村繁巳議員 はい。元々、その成果品は参考の参考だと言われたわけで、それは、それでそのように認識ができればここはそれでいいと。ただ、この前の、ただっていうより、この前空欄にいたしましたので、これをしっかりとこの空欄のところを作り上げていくということであれば、それはそれでやってきていると思いますけど、そういう共通認識を持ってやれば。ですから、整理がつかなければって言われる、ずっと言われているわけですが、その辺は同じ認識に立てれると思っております。

◆中西照典座長 はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 さっき、上田議員が、その37億4,000万円という数字が一人歩きをしているん

だということを言われたわけだけでも、これは出てきたそれこそ数字であって、これを議会が委員会なり、議会がこれを認めているわけじゃないわけで、これは言われるように、あくまで参考の資料だというふうに思っております。だから、マスコミが発表をして、これが議会のそれこそ検討案のそれこそ最終案みたいなかたちで37億4,000万っていうふうになっているんだけれども、まだ、これ、決まった話ではありませんから、今、まさにこの検討会の中で精査をしていく、この出た分をまた精査をしていく、元の案をそれをそれこそ積み上げる中で、その比較検討としてのその出た数字を参考にしながら検討していけば、それでいいんじゃないかなというふうに私は思います。

◆中西照典座長 角谷議員。

◆角谷敏男議員 成果物として認められないということで、上田議員の言われることはよく分かります。それで、先ほどから何人か議員から言われている、協会の対案ということじゃないということでそれは認められないということで、私もそうなんですけど、あくまでも参考の参考という言い方がされておりますけども、どっちにしてもこのたたき、ごめんなさい、この関連情報表の概要に入るにしても作り上げていくということは言われたけど、そうかもしれんけども、空欄のところは、私は空欄になり得るときもあるなというふうに、これは、議論のあれですから、金額の問題ね、数字の問題。だから、上田議員がその確認として整理ということで私もちょっとさっきやっと理解がついたんですけど、元々、発注をすると、検証をするという構造物、それを基本として、これから議論をしていくということを言っておられるだったら、それはそれで議論に値しないのかなと思うんですけど、これは、上田さんにちょっと確認取らんといけん。

◆中西照典座長 それで、上田さんに確認ですけど、上田さん、初めにお示しされましたね、建築工事費概算。ここに先ほど言いましたように床面積、工事内容、それから単価、金額は置くとして、備考欄、それから注の1からずっとありますね、こういうものを基にしてということになりますね、こういうものと今回返ってきたものを見ていくということですね。

◆上田孝春議員 参考。

◆中西照典座長 だから、参考にしながらしていくということでしょう。うん。そういうことですね、上田さんが言われたいの。うん。ただ、その辺のことについて、はい、副議長。

◆下村佳弘副座長 37億が一人歩きしているというお話もありましたが、逆に言えば、20億も一人歩きしているというふうなことを私は思っております。両方が、完成した案ではないということなんですよね、今のたたき台にしても、そのたたき台にするべきかどうかで、その評価する人と評価しない人がいると。この検討会の中でも、100%評価してもいいんじゃないかという人と、まったく評価できないという人と分かれています。それを分かった上で、これを検討していかなければならない。それに関連情報表、そうしないと関連情報表にはならないわけですから、もう、これはこれとして割り切って、次に進む。そういう作業を次からするべきだと思いますね、もう時間もないわけですし。

◆高見則夫議員 あかね、ちょっと。

◆中西照典座長 高見議員、はい。

◆高見則夫議員 例えば、今のような問題で、参考の参考、この辺はいいと思う。ただ、財源等の問題がずっとついてくるわけですよ。だから、大きな財源もこっちの方に誘導しなきゃいけない、鳥取市にね、合併特例債という財源。ということになると、やっぱりそういう期日が間に合わんといけんわけですから、これを、情報を流すためには、ただし書きをしていくと、期限内にできなかったらどうのこうの、皆、市民の皆さんの負担になりますとか、そのようなやっぱりただし書きを入れて出していくという、分かりやすくせんといけないと思いますよ。次の段階だけでも、参考の参考が出ていますから、そういうこともこの表の中で検討しなきゃいけないと思っている。

◆中西照典座長 じゃ、オブザーバー、はい。

◆太田縁議員 はい。すいません、太田です。はい、ありがとうございます、あてていただいてありがとうございます。はい。1つだけ確認させていただきたいことがあります。皆さん、ずっと議論をされているんですけど、私、オブザーバーとしてこの席にずっと、ときには声をこのように上げさせていただきながら来ております。元々、その住民投票をやったあとに、この議会で全会一致で進めていこうというふうに、その全会一致の中にありがたいことに無所属2人も入れていただいて、会議を進めてまいりました。それで、突然、この1月27日に契約を行い、2月3日の代表者会で何度も言うておられますけど座長の独断によってということが何度も聞かれております。そのことをどうしてここでもう一度、検証されないんですか。いや、でも、このことが上田議員が言われているのは。

◆中西照典座長 オブザーバー、それは先ほどから何回も話をしてくれていることですから。上杉議員。

◆太田縁議員 はい。でも、それは、一致になってない契約だということを、全会一致じゃなかったと思います。

◆中西照典座長 契約の問題は、今日何回も議論したが。それで、契約が、これが違反しているかどうかという議論はもう済んだ話だ。だから。

◆太田縁議員 違反だということを言っているのではなくて、先ほどから皆さんが言うておられた、例えばいろんな内容のことをここでお話されていましたが、どうしてそういう内容を契約書に盛り込む、皆で話をして契約書を確認しなかった。皆さん、契約書が確認されてないですよ。今、私が言っているのは、構成の問題ではない、経過のことを言っているんです、経過です。

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。上杉議員、ちょっと。

◆上杉栄一議員 議論は、今、ここの段階は通り過ぎた議論をしているわけなんですわ、元に戻るような議論はしてほしくないな。

◆太田縁議員 元に戻るわけじゃないんですけど。

◆中西照典座長 だから、オブザーバー、意見として受けます。今は、そこじゃなしにまさにあれですから。

◆太田縁議員 はい、分かりました。1つだけ教えてください。

◆中西照典座長 ちょっと止めてください、次に進みたいと思います。

- ◆太田縁議員　そういうふうに強引に進められるんですね、この。
- ◆中西照典座長　いや。強引じゃないですよ、オブザーバーの意見として受け取るということです。意見です。
- ◆太田縁議員　いや、でも。意見というか、どうやって合意を得られるんですか、全会一致というのはどういうふうに全会一致されるんですか。内容について、全会一致してないように思いますけど。
- ◆中西照典座長　全会一致って、それは、議長の判断ということでもあります。だから。
- ◆太田縁議員　議長がすべて判断されるんですか。
- ◆中西照典座長　そのときの判断のことは何回も話したでしょう。
- ◆太田縁議員　でも、議長が判断されるということ。
- ◆中西照典座長　代表者会でもあなたもいらっしゃったでしょう、オブザーバー。そのときも話をし、きているわけですから。
- ◆太田縁議員　だから、契約内容について皆で確認すべきだったんじゃないかなかったですか。
- ◆中西照典座長　それは、先ほど言いました。
- ◆太田縁議員　議長に一任ということですね。
- ◆中西照典座長　議長が判断したって言いました、そのことについては。もう言ってきているんです、何回も、何回させるんですか。だから、そのことは、私がずっと同じように言っている。もうそのことはやめましょう、それよりも、今、すいません。先ほどから出ていますね。
- ◆太田縁議員　そのことから突然だというふうに申し上げているんですけど。
(　　)　意見として聞いてあげればいいが。
- ◆中西照典座長　だから、意見として聞きますから、もうそれは。それで、今、ここで、詰めなければいけないのは、住民投票における第2号議案について、上田さんは、元々出したものを中心にして話を進めなさいということですね。それから、そのことに対して今回返ってきた成果品については、1つの参考でいこうという意見もあります。それから、契約は正当であるということもありますけれども、そこで、私が先ほどから言いますように、金額はですね、これはなかなか難しい問題です。先ほどいろんな一人歩きの話が出ています。ただ、少なくとも何回も言いますが、ここで、どうかたちのものがこの現状のその地形から考えてできるかということで、上田さんが概算の中の表でされてるようにそれぞれあります。こういうことを、じゃあ、それに対してのを中心にしてこれから進めていけばいいということですか。ちょっと確認。はい。
- ◆上田孝春議員　それはそれで進めればいいけど、もう1つ、その前にちょっと整理をしないといけんというのは、この出てきた37億なんぼというものがね、どういったものかということ、きちっと私は整理してしまわないと、ちょっとなんかそれが市民の中にも20億では駄目で、さらに37億4,000万かかったがと、あれらが言っていたのは、いい加減なでたらめだなという認識しておる人が多いんですよ。そこを、私はどういったかたちで、検討委員会で整理をするかなと、それをそのまま私は認めたまま、その次には進めんということです。
- ◆中西照典座長　はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 これを、例えば委員会で、検討会で、あの数字はそれこそ、例えば、積み上げの中で出てきた数字が、要するにでたらめまでとは言わんけれども、あの数字は間違ってますよってというようなことは、我々が言える立場ではないというふうに思います。それはやっぱりしっかり積み上げた数字であるわけだから。ただ、何度も言っているようだけれども、37億を採用するわけではないわけですし、ただ、出てきた数字は37億4,000万だというふうには思うけれども、それは言われるように、立駐にしたり、あるいは半地下を立駐にしたり、それから、エネルギー棟等々で新たなそれこそそういったものが出てきたという数字です。だから、これはその数字が間違っているとかという話では私はないというふうに思います。

◆中西照典座長 それでは、上田議員、はい。

◆上田孝春議員 上杉さんに返すわけじゃないけれども、積み上げた数字は今までずっとそれはそれだと思う。だけれども、我々が検討してきた対案に対する積み上げのものじゃないということなんです、私は。そこですよ、問題は。そのことを言っておるんで。

◆中西照典座長 上杉委員。

◆上杉栄一議員 そのことは、上田さんとそれこそ意見を異論するものではありません。ですから、積み上げた数字は37億だけれども、実際にさっき精査をしていけば、立駐の問題であったり、あるいはエネルギー棟の問題であったり、4階5階の問題であったり、このあたりをしっかりと精査していけば37億という数字に上がるのか、あるいは下がるのか、もっと上がるのか、そのあたりの検討だというふうに思っております。ですから、私は決してこれが37億4,000万という数字が絶対だとは思ってないし、あるいはこないだ玉井教授も言っていたんだけど、数字は変わるわけでこれよりも高くなる場合もあるし、低くなる場合もあるということです。だから、それをこの検討会であの数字はそれこそ間違っていましたという、あるいは、この出てきた数字に対して我々が異論を言う、それこそそのような立場ではないということです。

◆中西照典座長 ちょっと、高見議員。

◆高見則夫議員 今、あったように、例えばこれから次に進むということになると、20億、37億4,000万のその相差の議論の問題に多分なってくると思います。ということになると、上田会長の方からは対案の20億、会長と言いましょ、我々出しておる対案が20億の範囲内ということでありますから、ということになりますと、どういう問題点があるかということについては、いつでも協会の方は来て説明をしようと言っておられるわけですから、説明聞こうじゃないですか。そういうふうなことを聞かないと前に進まんじゃないですか。同じようなところで留まっておってはいけないと思いますので、その辺を一つ座長、判断はどうですか。座長の考え。

◆中西照典座長 ちょっと、初めに上田議員、はい。いや、まず、上田議員の意見を、はい。

◆上田孝春議員 さっき契約の問題で全く向こうにこちらの意図は伝わらず、向こうは向こうで積み上げたんでしょ、勝手に。それがどうのこうの、違うだ何だって言えれんが、もう。だから、契約の不備があってああいって数字になっておる、契約の問題は、今まで私が不備を指摘してきておるわけだから、契約の不備を。契約は契約に基づいたきちっと業務内容やそういったものについて、結局議論されてない、上がってきたもんだというかたちで言っておるわけ

だからな、だけどこっちの座長は、ここで出来るもんでちゃんとしてごせえと言って頼んでおるっていうんだから、聞く必要もないわ。

それで、今、言ったけれどね、やはりまた契約の問題に戻るんですよ、さっき上杉さんが言ったようなかたちで、議論すると、また元に戻ってしまうんですよ。また、言わないといけんようになってしまうんですよ。だから、我々は契約の不備があつてこういったかたちになってきておるということだからな。だから、契約内容に沿った、結局成果物でないということ。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 だから、契約に沿っておらん部分がどこかっていることを、示しましょう。

◆中西照典座長 高見委員、ちょっと。それは、また元に帰ります。だから、これは、上田議員はそうのように沿ってないって言われるけども、事務局としてはちゃんとそれは契約を履行していますというところで、そこでいかないと、もう法律論をここでしたって、全然前に進みませんから、それはそれぞれの思いはあるわけです。それから、それは先ほどもありましたように、これについては法律上の問題ですんで、そのように解決していくんですけど、そこはちょっとやめまして、ちょっとそこはやめまして。

◆高見則夫議員 いや、そうじゃないんだ。私が言うのは、37億4,000万の成果についての問題じゃないですよ。ただ、20億の問題が十分組み上げておられんというから、20億って言いましょうか、その問題は何なのかと、これとの整合がないとすれば、どこが問題かっていることを言っておるんですよ。私は成果品について別にどうもないですよ。成果品なら成果品でいいですよ、尊重していますから。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 それが、高見さん本当に分ってないの。私はそうやって聞きたくなるなあ。

◆高見則夫議員 そんなふうに言わんでもいいじゃないか。

◆上田孝春議員 いや、いや。

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。ケンカじゃないですから、冷静に、冷静に。

◆上田孝春議員 意見だけど、全く同じことを何回も言われるから。

◆中西照典座長 高見さん、ちょっと冷静に。

◆上田孝春議員 この契約の内容と上がってきたものが違うというかたちで言っておるわけだ、私は。そこがどこが違うかということ、分からん、本当に。いや、いや、そのことだけでいい、もう聞いたらいいいです。

◆中西照典座長 もう一度、元に返ります。やはり、それぞれの思いはありますし、この返ってきたものについてもそれぞれの議員の思いもあります。ここは、先ほどから何回も言います、法律論ですから、これに立ち入るというわけにはいきません。それで、問題は概要です。何回も言いますが概要です。ただ、その進み方について、上田議員は元々出されたこのA4のものを中心に進めなさいということですね。それに関しては皆さんどうですか。それを元にしてもいいですが、少なくともそれに対しての疑義はこれから出てきます。あるいは、あくまで成果品をという、その辺のところは皆さんどうですか。はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 話の進め方は、座長の言われるとおりで、私はいいと思います。内容は、要す

るに当初案から進めていく中で、本当にこれができるのか、できないのか、それは参考の参考の資料の中で検討するところもあると思いますんで、それを積み上げていくべきなのかなというふう思います。

◆中西照典座長 はい、副議長。

◆下村佳弘副座長 はい。これはどうするかということなんですけど、やっぱりこれ両方が完成した案でないわけですよ、対案としてまだ。そういうことを考えれば、先ほども言ったんですけども、評価する人もしない人もいるわけだから、その立場を分かった上で議論をしていかないと、これを共通認識として、これは評価できないものだから、できるものだからという共通認識を持ちながら、議論するということではできないわけで、それをやっぱり分かった上で、その上で議論していかないと前行きがしないというふうに思いますので、先ほども言いましたが、きちんとした関連情報表を作るために早くその作業に入っていただきたいというふうに思います。

◆中西照典座長 はい。では、思いは、結論としての思いが皆さん一緒だろうと思います。ただ、進め方において、上田議員の思いとその他の議員の思いに若干のずれがあります。ただ、やはり早急にこの関連情報表を作って、投票条例を早期に成立したいという、各議員の思いは、これは一致していると思います。ですから、今日はここで、一旦止めまして、今度の15日の10時からですね、この問題をそれぞれ議論の俎上に挙げていきたいと思います。ですから、それはあくまでも関連情報表を作っていくんだというところで、私はやっていきたいと、それぞれの思いがありますけども、ぜひともこれは挙げていきたい。ただ、金額につきましては、先ほど申しましたように、どうするかということをまた皆さんとお話をする中で進めていきたいと思います。はい、確認、はい。

◆角谷敏男議員 そうすると、上田議員の意見も取り入れた格好で、当初の発注した案を基本にしながら、いわゆる報告書については参考の参考とか、いろいろ表現ありますけど、1つの資料として議論をしていくと、その中で金額についても、議論がされるだろうけど、その点についてもやるということですね。

◆中西照典座長 その点についてはどうですか、皆さん。いいですか。いやいや確認をちょっと、座長が簡単に。はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 これもとにかく中身に入らないといけんわけですから、それでいいと思います。

◆中西照典座長 では、副議長。

◆下村佳弘副座長 はい。この元の部分を見捨ててというわけには、一応やっぱりこれは皆さんの思いですから、これをどう評価するかというのは、それを大事にしながら、それを分かった上で議論をするということで、何を中心にするかということじゃないですよ、対案というのはまだできてないわけですから、この対案を作らないといけんわけですから、はっきりした、その議会としての対案を。

◆角谷敏男議員 はい。議長、議長。ちょっと確認。私の言いたいことは、上田議員が言った発言をそのまま言ったわけです。いわゆる発注する、発注する構造物だったやつを基本にしながら、基本にしながらだよ、これからこのたたき台を議論したいということですから、今の議論

の中では両方とも概算ではないかという意見がありましたから、その辺も含めてこれから議論になるだろうという理解です。

◆中西照典座長 よろしいですか。 いや、皆さん、ちょっと上杉議員、はい。

◆上杉栄一議員 議会として出した案は申すまでもなく、出したんだけど、出た結果が違ったという話ですから、この検討会としては、検討会としては、出した対案について、議会として出した対案について、それを検討する中で、言われた、出てきた成果品をそれこそどういうふうに参加にするかということだと思いますよ、基本的にはそうだと。

◆中西照典座長 はい。そのようなところですね。これを基に15日の10時から、これは終日を予定しておりますので、大変な時間を費やすし、当然休憩とりますし、皆さんの思いはやっぱり条例案の成立、5月投票に向けての思いは一緒だと思いますので、その点よろしく願います。それでは、これをもちまして、鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会第11回目をお終いにします。